

昭和六十年郵政省令第二十五号

電気通信事業法施行規則  
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、並びに同法を施行するため、電気通信事業法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	第二章 電気通信事業
第一節 電気通信事業の登録等（第三条—第十三条）	第二節 電気通信事業者等の業務（第十四条—第二十七条）
第三節 電気通信設備（第二十七条の二—第三十八条）	第四節 届出媒介等業務受託者（第三十九条—第四十条の二）
第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十一条の三—第四十条の八の五）	第六節 認定送信型対電気通信設備サバイバー（第四十条の九—第四十条の十九）
第七節 土地の使用等（第四十一条—第五十四条）	第八節 攻撃対処協会（第四十条の八の六—第四十条の八の十五）
第三章 土地の使用等	第九章 事業の認定（第四十条の九—第四十条の十九）
第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条—第五十五条）	第十章 土地の使用等（第四十一条—第五十四条）
附則 第一章 総則（目的）	附則 第二章 電気通信事業（用語）
第一条 この規則は、別に定めるもののほか、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。（用語）	第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 音声伝送役務（おおむね四キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつてデータ伝送役務以外のもの）	二 通信設備と接続される伝送設備をいう。（以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九

二 データ伝送役務 専ら符号又は影像を伝送

交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三 専用役務 特定の者に電気通信設備を専用させる電気通信役務

四 特定移動通信役務 法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務

五 全部認定事業者 その電気通信事業の全部について法第百七十七条第一項の認定（法第二十二条第一項の変更の認定があつた場合は当該変更の認定。第七号において同じ。）を受けている認定電気通信事業者

六 全部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証

七 一部認定事業者 その電気通信事業の一部について認定を受けている認定電気通信事業者

八 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者）

九 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（電気通信事業の登録申請者に準ずる者）

十 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十一 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十二 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十三 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十四 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十五 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十六 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十七 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十八 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十九 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十一 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十二 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十三 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十四 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十五 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十六 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十七 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十八 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十九 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

三十 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

三十一 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

三十二 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

三十三 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）を超えないこと。

二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の都道府県の区域を超えないこと。

三 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定めた基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

四 都道府県の区域を超えないこと。

五 全部認定事業者 その電気通信事業の全部について法第百七十七条第一項の認定（法第二十二条第一項の変更の認定があつた場合は当該変更の認定。第七号において同じ。）を受けている認定電気通信事業者

六 全部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証

七 一部認定事業者 その電気通信事業の一部について認定を受けている認定電気通信事業者

八 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者）

九 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（電気通信事業の登録申請者に準ずる者）

十 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十一 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十二 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十三 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十四 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十五 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十六 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十七 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十八 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

十九 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十一 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十二 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十三 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十四 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十五 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十六 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十七 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十八 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

二十九 一部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証（登録の拒否があるまでの間も、同様とする。）

口 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

ロ 履歴書

八 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し又はこれに相当する書類

九 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したこととを証する様式第一の二による書類

十 その他その電気通信事業の登録の申請に関する法第十条第一項の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十一 その他の登録の更新

十二 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十三 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十四 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十五 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十六 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十七 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十八 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

十九 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

二十 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

二十一 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

二十二 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

二十三 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

二十四 その他の登録の申請書は、様式第一によし特に必要な事項を記載した書類

五　口　役員の名簿及び履歴書　八　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

六　イ　申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類  
　　イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類  
　　ロ　役員の名簿・履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

七　ハ　団体の財産の状況を記載した書類

八　イ　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類  
　　イ　住民票の写し又はこれに相当する書類  
　　ロ　履歴書

九　ハ　資産目録

十　イ　申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類  
　　イ　申請者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書  
　　ロ　申請者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し

十一　イ　申請者が外国法人等であるときは、申請者が国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類  
　　ハ　法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類  
　　イ　前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者が分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類  
　　イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

口 謙渡しに関する契約書の写し  
施に關する細目を記載した書類

十二 第九号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十三 所要資金（第九号の事由に關し申請者が金錢等（金錢その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払つた場合における当該金錢等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十四 電気通信業務に関する組織図（内部管理に關する業務を行つ部門に關するものを含む。）

十五 電気通信業務に関する社内規則等（法令等の遵守に關する方針及び手続を含む社内規則その他これに準ずるもの。）

十六 第九号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

イ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の概要

ロ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続条件

ハ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の他の電気通信事業者との共用の条件

二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の条件

ホ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の更新の条件（ニに掲げるものを除く。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に重要な関係を有する事項

十七 その他その電気通信事業の登録の更新の申請に關し特に必要な事項を記載した書類

第四条の二の二 電気通信事業法施行令（昭和六十一年政令第七十五号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は、營業上若しくは事業上の關係からみて会社等

会社、組合その他これらに準ずる事業体(外國におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。(以下この条において同じ。)(当該会社等の子会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号)の二に規定する子会社等をいふ。以下同じ。)を含む。)が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等(破産手続開始後、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下の条件において同じ。)の議決権の三分の一を超えて自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等の議決権の五分の一以上三分の一以下を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

イ 当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に際して影響を与えることができるものが、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 当該子会社等以外の他の会社等の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任している者の総数の五分の一を超える割合を占めていること。

(2) 当該子会社等以外の他の会社等の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任している者の総数の五分の一を

ロ その他当該会社等が当該子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事が存在すること。

三 会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が自己的計算において保有している議決権と

### 第四条の三 法第十二条の一第四項第一号ロの総

**第四条の三** 法第十二条の二第四項第二号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

**2 法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行なう。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。**

**第四条の四** 法第十二条の二第四項第一号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行なう移動する無線局の無線設備とする。

**一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）** 第三条第一号に規定する携帯無線通信

**二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式・広帯域移動無線アクセシステムのうち、同号に規定するシングルキヤリア周波数分割方式多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信**

**2 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び毎年度末における割合の合計を二で除して計算する。**



らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類。

全部認定事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(電気通信事業の届出)

**第九条** 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 様式第三によるネットワーク構成図

二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

七 当該届出を行おうとする者が外國法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合

ロ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合

八 当該届出を行おうとする者が外國法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合

九 当該届出を行おうとする者が外國法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合

八 当該届出を行おうとする者が外國法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合

内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したこととを証する様式第二の二による書類。

法第十九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類。

法第十六条第一項第五号の総務省令で定めたことを証する様式第二の二による書類。

法第十六条第四項の規定による届出をしようする者は、様式第九の届出書に、様式第三に記載事項に変更がある場合にあつては、その旨を確認できる書類。

法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 明書

(ロ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 合

八 法第一百七十七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の一の申請書及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書並びに全部認定証の写し

二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次に掲げるもの

(イ) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加(端末系伝送路設備の設置の区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

(ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

二 電気通信設備の設置の区域の増加

(1) 業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの

ハ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加(業務区域の増加(前号に該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

二 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少

(2) 業務区域の減少

ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少(業務区域の減少(前号に該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

三 特定地域において臨時に変更するもの

ハ 通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

八 法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前項に規定する軽微な変更をしたときは、

法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、より総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類。

法第十六条第一項第五号の総務省令で定めたことを証する様式第二の二による書類。

法第十六条第四項の規定による届出をしようする者は、様式第九の届出書に、様式第三に記載事項に変更がある場合にあつては、その旨を確認できる書類。

法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 明書

(ロ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 合

八 法第一百七十七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の一の申請書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書並びに全部認定証の写し

二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次に掲げるもの

(イ) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加(端末系伝送路設備の設置の区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

(ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

二 電気通信設備の設置の区域の増加

(1) 業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの

ハ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加(業務区域の増加(前号に該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

二 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少

(2) 業務区域の減少

ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少(業務区域の減少(前号に該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

三 特定地域において臨時に変更するもの

ハ 通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

八 法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前項に規定する軽微な変更をしたときは、

法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、より総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類。

法第十六条第一項第五号の総務省令で定めたことを証する様式第二の二による書類。

法第十六条第四項の規定による届出をしようする者は、様式第九の届出書に、様式第三に記載事項に変更がある場合にあつては、その旨を確認できる書類。

法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 明書

(ロ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 合

八 法第一百七十七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の一の申請書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書並びに全部認定証の写し

二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次に掲げるもの

(イ) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加(端末系伝送路設備の設置の区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

(ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

二 電気通信設備の設置の区域の増加

(1) 業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの

ハ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加(業務区域の増加(前号に該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

二 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少

(2) 業務区域の減少

ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少(業務区域の減少(前号に該当するものを除く。)を伴うものを除く。)

三 特定地域において臨時に変更するもの

ハ 通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

八 法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前項に規定する軽微な変更をしたときは、









指數変動率に反映されないものとし、基準料金  
指數の適用期間ごとに算定するものとする。

法第三十三条第一項の規定により新たに指定  
された電気通信設備を用いて提供される特定電  
気通信役務に適用される最初の基準料金指數の  
算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金  
指數は百とする。

(料金指數の算出方法)

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指數  
は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式に  
より算出するものとする。

$$\text{料金指數} = (\frac{M_{t,i}}{P_{t,i}} \times 100)$$

$P_{t,i}$  は、通信の距離及び速度その他の料金区分  
ごとの料金額  
 $M_{t,i}$  は、法第三十三条第一項の規定により新た  
に指定された電気通信設備を用いて提供され  
る特定電気通信役務に適用される最初の基準  
料金指數の適用の日の六月前における料金  
額で  $P_{t,i}$  に対応するもの

$S_{t,i}$  は、 $P_{t,i}$  が適用される電気通信役務の基準年  
度における供給量

前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金  
指數の連続性を保つために必要な料金指數の修  
正の方法を別に定めるものとする。

(基準料金指數の通知期間)  
第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で  
定める日数は、九十日とする。

(基準料金指數を超える料金指數の料金の認可  
の申請)

第十九条の八 法第二十一条第二項の認可を受け  
ようとする者は、様式第十五の申請書に、料金  
の新旧対照及び次の事項を記載して提出しなけ  
ればならない。

一 実施期日

二 料金の変更後の料金指數及びその算出の根  
拠に関する説明

三 基準料金指數以下の料金指數の料金により  
難い特別な事情に関する説明

四 料金の算出の根拠に関する説明

五 料金の実施の日以降三年内の日を含む毎事  
業年度における申請に係る電気通信役務の收  
支見積り

(特定電気通信役務の料金の減免の基準)  
第二十条 第十九条の二の二の規定は、法第二十  
一条第七項の総務省令で定める同条第二項の規  
定により認可を受けた特定電気通信役務の料金  
の減免の基準について準用する。

(通信量等の記録方法)

第二十二条 法第二十二条の方法は、通信の距離  
及び速度その他の料金区分ごとに、料金の課金  
単位により電気通信役務の通信量、回線数その  
他の供給量を記録する方法により行うものとす  
る。

(届出契約款等の公表)

第二十二条 法第二十三条第一項の規定による届  
出契約款及び保障契約款並びに料金の公表  
は、その実施の日から、営業所その他の事業所  
(商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。  
第二十二条の二の十三を除き、以下同じ。)に  
おいて掲示するとともに、インターネットを利用  
することにより、これを行わなければならな  
い。(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

(第一号基礎的電気通信役務の提供)

第二十二条の二 法第二十五条第一項の第一  
号基礎的電気通信役務の提供(当該第一号基礎  
的電気通信役務の提供が法第二十一条第一項  
の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供  
として行われる場合を含む。次項において同一  
の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通  
信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は  
第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提  
供すれば足りることとする。

二 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一  
項の基礎的電気通信役務の提供を第十四  
条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条  
第三号又は第四号に規定する電気通信役務によ  
り行おうとする場合には、様式第十五の二によ  
り、その提供を行う区域(市町村又は市町村の  
一部を単位とする場合にあつては、当該市町村  
又は当該市町村の一部の区域)等について、そ  
の実施の日より相当の期間までに総務大臣に  
報告するものとする。当該電気通信役務の提供  
を行う区域等を変更しようとするときも、同様

(提供条件の説明)  
第二十二条の二の三 法第二十六条第一項の規定  
による同項各号に掲げる電気通信役務に関する  
料金その他の提供条件の概要の説明(以下「提  
供条件概要説明」という。)は、当該電気通信  
役務の提供に関する契約(以下「対象契約」と  
いう。)の締結が行われるまでの間に、少なく  
とも次に掲げる事項(付加的な機能の提供に係  
る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条  
第一項において「基本説明事項」という。)につ  
いて行わなければならない。ただし、既に締  
結されている電気通信役務の提供に関する契約  
(以下この条から第二十二条の二の八までにお  
いて「既契約」という。)の一部の変更を内容  
とする契約(既契約の更新を内容とする契約  
(以下この条から第二十二条の二の八までにお  
いて「更新契約」という。)を除く。以下この  
条から第二十二条の二の八までにおいて「変更  
契約」という。)又は更新契約の締結について  
は、この限りでない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の  
氏名又は名称(電気通信事業者が、他の電気  
通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に  
関する協定を締結して電気通信役務を提供す  
る場合であつて、法第二十七条に定める苦情  
及び問合せの処理並びに電気通信役務に関する  
料金の回収等を当該他の電気通信事業者に  
委託することとしているときを除く。)

二 電気通信役務を提供する電気通信事業者の  
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡  
先(電話による連絡先にあつては、苦情及び  
問合せに応じる時間帯を含む。)(電気通信事  
業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備  
の接続又は共用にに関する協定を締結して電気  
通信役務を提供する場合であつて、法第二十  
七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電  
気通信役務に関する料金の回収等を当該他の  
電気通信事業者に委託することとしていると  
きを除く。)

三 提供される電気通信役務の内容(次に掲  
げる区分による種類(以下この  
項を含む。))

四 ロ 別表に掲げる区分による種類(以下この  
項を含む。)

五 ハ 契約の変更又は解除による契約の変更又は解  
除の連絡先及び方法

六 ハ 次に掲げる事項その他の利用者からの申出  
による契約の変更又は解除の条件等に関する  
事項を限定して減免するときは、当該减免  
の実施期間その他の条件

七 ハ 利用者からの申出による契約の変更又は解  
除の連絡先及び方法

八 ハ 次に掲げる事項その他の利用者からの申出  
による契約の変更又は解除の条件等に関する  
事項を限定するときは、その内容

九 ハ 契約の変更又は解除による契約の変更又は解  
除の連絡先及び方法

十 ハ 契約の変更又は解除があるときは、その内容

ホ 緊急通報に係る制限がある場合には、そ  
の内容  
ヘ 青少年が安全に安心してインターネット接続  
を利用する環境の整備等に関する法律  
(平成二十年法律第七十九号)第二条第八  
項に規定する携帯電話インターネット接続  
役務提供事業者が提供する同条第十項に規  
定する青少年有害情報フィルタリングサー  
ビスによる制限がある場合には、その内容  
ト 木及びへに掲げるもののほか、電気通信  
役務の利用に関する制限がある場合には、  
その内容

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

を行うことができるものであるときは、書面

十 対象契約が第二十一条の二の七第一項第五

号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置契約であるとき、同一利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以下この号において単に「提供条件」といいう。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他該利用者にとって提供条件が不利となるとき、基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき、利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

イ 当該利用者からの更新しない旨の申出がない限り行われる更新であること。

ロ 当該更新後の契約にその変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合における違約金の定めがあること。

四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき、前号に定める事項及び基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

3  
提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一章第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」）を交付して行わなければならぬ。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合には、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することを求められたとき（その理由が、書面の交付を求めることがあります）、利用者が、説明書面の交付に代えて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによること）は、これらの方によることができる。  
一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの。  
二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を作成することができるもの。  
三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項等を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの。  
四 説明事項等を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法  
五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項等を表示する方法  
六 電話により基本説明事項又は前項各号に定める事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

6 前二項の規定にかかるわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項等の通知により行わなければならぬ。

一 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結をしようとする場合とする。

二 法人その他の団体である利用者とその営業のために若しくはその営業として締結する契約又は個人である利用者と専らその営業として締結する契約（営利を目的しない法人その他他の団体にあっては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第二項第一号及び第二十二条の二の十三の二において「法人契約」という。）

三 公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することなる電気通信役務の提供に関する契約

四 電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して提供する電気通信役務の提供に関する契約であつて、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件（説明事項に係るものに限る。）を当該他の電気通信事業者が利用者に説明することとしているもの

五 変更契約又は更新契約であつて、第二項の規定により提供条件概要説明をすべきもの以外のものを記載しなければならない。

一 書面の交付

**第二十二条の二の四** 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」といふ。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

二 対象契約の成立の年月日、利用者の氏名及び住所その他の当該対象契約を特定するに足りる事項

三 基本説明事項に係る電気通信役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらとの見込み

四 基本説明事項に係る電気通信役務の提供の開始の予定期期（当該電気通信役務が法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務であり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものであるときは、開始する日又は開始を予定する日）

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを探求する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

イ 名称

ロ 料金その他の経費

ハ 期間を限定した料金その他の経費の減免がされるときは、当該減免の実施期間その他の条件

二 利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第七号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

六 契約書面の内容を十分に読むべき旨

一 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

二 対象契約以外の契約（以下この項において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能の提供に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能の提供に係る役務に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合、減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後、対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含



## (書面による解除の例外)

**第二十二条の二の七** 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二十二条の二の四第三項各号に掲げる場合

二 第二十二条の二の四第六項第一号に掲げる場合

三 利用者からの申出により当該利用者に不利でない変更のみがされた場合

四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二条の二の三第一項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき、又は同項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項に第二十二条の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき。

五 法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができるとする状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」といいう。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「認可措置」という。）を電気通信事業者が講じてあるものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したものの提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」という。）を締結した場合

イ 当該電気通信役務の提供が開始された日を起算日とする八日以上の期間において当該利用者が利用場所状況及び遵守状況の確認をすることができる。

ロ 当該利用場所状況について十分でないことが判明したときは、関連契約（確認措置契約及び当該電気通信事業者が当該確認措置契約の締結に付随して有償継続役務の提供に関する契約を締結又はその媒介等をしめた場合における当該契約その他の当該電気通信役務の提供に付隨して締結された契約であつて総務大臣が別に告示するものをいふ。以下この号において同じ。）を解除できること。

ハ 総務大臣が別に告示する条件を満たす基準であつて、当該電気通信事業者があらかじめ定めたものに当該遵守状況が適合しないときは、当該利用者が関連契約を解除できる。

じめ定めたものに当該遵守状況が適合しないときは、当該利用者が関連契約を解除できること。

ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

二 口又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

三 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額（当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。）、当該関連契約の締結のために通常要する費用並びに以下この号において同じ。）、当該関連契約に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合については、第二十二条の二の四第三項に規定する六号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の規定期限に係る費用に係るもの）を除く。）

（1）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（2）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（3）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（4）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（5）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（6）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（7）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（8）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（9）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（10）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（11）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（12）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（13）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（14）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（15）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

（16）当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにつき、当該物品の販売価格に相当する額

及び内容を、第三項の規定による届出（第二項第二号に係るもの）があつたとき又は前項の規定により認定を取り消したときはその旨を、それぞれ告示するものとする。

一 前各項に規定するものほか、第二項の申請書の様式その他認定に関し必要な事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（不実告知後の書面の交付）

**第二十二条の二の八** 不実告知後書面には、次に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合については、第二十二条の二の四第三項に規定する六号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の規定期限に係る費用に係るもの）を記載しなければならない。

一 提供される電気通信役務の名称及び種類

二 利用者に適用される電気通信役務に関する料金

三 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が負担するものがあるときは、その内容

四 第二十二条の二の四第一項第五号イ及びロに掲げる事項

五 不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間は、書面解除を行うことができる旨

六 法第二十六条の三第二項から第四項までの規定に関する事項

七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

八 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項

九 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項

十 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

十一 電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項

2 不実告知後書面には、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事項は、赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 電気通信事業者は、不実告知後書面を利用者に交付した際には、直ちに当該利用者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、

第一項第五号及び第六号に掲げる事項について当該利用者に告げなければならない。（書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額）

5 第一項第五号に掲げる事項について（書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたもの）の対価に相当する額（次号から第五号までに規定する費用に係るものを除く。）

6 第一項第五号に掲げる事項について（書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたもの）の対価に相当する額（次号から第五号までに規定する費用に係るものを除く。）

7 第一項第五号に掲げる事項について（書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電話サービス（移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せず、提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。第二十二条の二の十五において同じ。）であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額（当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード（第二十三条の九の五第一項第三号に規定するもの）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額）

8 第一項第五号に掲げる事項について（書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電話サービス（移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。）をいう。第二十二条の二の十五において同じ。）であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額（当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード（第二十三条の九の五第一項第三号に規定するもの）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額）



解除に伴いその提供が中止されたものに限る。)の対価に相当する額(へからトまでに規定する費用に係るものと除く。)から既に払い込まれた額を除いた額  
八 契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行つたこと(第二十二条の二の十七第二号において「期間内変更等」という。)を理由として求める違約金その他の経済的な負担(第二十二条の二の十七において「違約金等」という。)に関する定め(以下この号、第二十二条の二の十六第一項第一号及び第二十二条の二の十七において「違約金等の定め」という。)がある場合においては、これに基づき請求する当該電気通信役務及び当該有償継続役務の一月当たりの料金に相当する額  
九 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に必要な工事その他の作業(以下この号において「工事等」という。)(他に転用できない設備として総務大臣が別に告示するものに係るものに限り、これに付随するものを含む。ニにおいて同じ。)に通常要する費用(当該費用として利用者に通常請求するものに限る。以下この号において同じ。)の額に、当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月から当該電気通信役務の提供に関する契約の満了の日が属する月までの月数(契約期間の定めがない場合は、当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電気通信役務の提供に関する契約の解除の日が属する月までの月数。以下この号において「契約満了月数」という。)から当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電気通信役務の提供に関する契約の解除の日が属する月までの月数(以下この号において「契約月数」という。)を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額(当該契約の締結に際して又は当該契約の期間内に当該工事等が行われた場合に限る。)  
一〇 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して必要となる工事等(ホに掲げるものを除く。)に

通常要する費用の額に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額（当該工事等が行われる場合に限る。）

本条は当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者が又は当該契約の解除をした者（以下この点において「利用者等」という。）の求めに応じて行われる工事等（当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。）のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額。

ヘ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に必要な電気通信設備（他に転用できないものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）の除却により生じる損失の額に相当する額（当該費用として利用者に通常請求するものに限り、ホに掲げるものを除く。）に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額。

ト 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に当たり端末設備その他の物品を利用者に貸与した場合は、当該物品の通常の使用料に相当する額から既に払い込まれた額を除いた額（ただし、当該物品が正常に機能しない状態となつた場合又は当該物品が返還されない場合にあっては、これに当該物品の取得のために通常要する価額に相当する額を加えた額）

（禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定）

約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該旧契約の提供条件（第二号の規定による変更後のものを含む。）において更新することができる限り、他の提供条件についても、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。）

一 当該指定の前日における当該旧契約の提供条件（次号の規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができる限り、他の提供条件についても、利用者からの申出により行う。

二 当該指定の前日における当該旧契約の提供条件（うち第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めることを除く。）において利用者からの申出により変更することができる限り、他の提供条件についても、（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるもののその他当該旧契約の解除を行うことを不正競争行為を阻害するおそれがあるものを除く。）

前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行なう届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「その指定」とあるのは、「当該電気通信事業者がその指定」と、「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは、「第四十条の二」において準用する第二十二条の二の「十七」と読み替えるものとする。（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準）

回線を保有するときは、当該電気通信回線の数を利用者の数とする。ただし、無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線が一体として提供されている場合には、当該複数の電気通信回線に係る利用者の数は、一とする。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

**第二十二条の二の十六 法第二十七条の三第三項**

第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

一 移動電気通信役務を継続的に利用することと(移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、違約金等の定めのある契約であつて当該違約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件下による更新ができないもの(以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。)のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。)及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備(以下この条において「対象設備」という。)の購入等(購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項において同じ。)をすること(当該対象設備の購入等をすることとなることを含む。次号において同じ。)を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用することとなることを含む。)を条件とする次に掲げる利益の提供

イ 対象設備に係る代金の額を当該対象設備の対照価格よりも低いものとすること。

ロ 対象設備を用いて提供を受ける移動電気通信役務以外の役務の料金若しくは財(対象設備を除く。)の購入等に係る代金の額を減じ、又は当該役務若しくは当該財を無償で提供すること(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第十項に規定する青



なる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金（当該契約を締結した日から起算して六月を経過するまでの間は、当該利用者が受けたことによる一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金）を超えるものであること。

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

**第二十二条の二の十八** 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにならなければならない。

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置であつて、次に掲げる事項を含むもの

イ 媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る電気通信役務に関する料金その他の提供条件を利用者に適切に説明できる能力を確保すること。

ロ 媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る電気通信役務に関する利用者からの苦情及び問合せが適切かつ迅速に処理されるために必要な電気通信事業者との連携体制を確保すること。

二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合については、その役員又は職員）の選任

三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等（法次に掲げる法律その他の法令及びこれに基づくものをいう。）の遵守について、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項を記載したものを作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

イ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

（特定利用者情報）

**第二十二条の二の十九** 法第二十七条の五の規定による指定による指定期間における届出をしようとする電気通信事業者は、前項第七号に規定する事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

（情報取扱規程）

**第二十二条の二の二十** 法第二十七条の五の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げた事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

（情報取扱規程）

**第二十二条の二の二十一** 法第二十七条の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報の集合物を構成する情報とする。

一 特定の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

（情報取扱規程）

**第二十二条の二の二十二** 法第二十七条の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、当該特定の利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項

（特定利用者情報）

**第二十二条の二の二十三** 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項について、利用者が容易に確認できるようにするものとする。

一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項

四 法第七十三条の二第一項又は第三項の届出を要する媒介等業務受託者が当該届出を行つたことを確認し、これらの規定を遵守させたための措置

五 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置

六 媒介等業務に係る利用者からの苦情及び問い合わせが適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

七 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行なうことができる事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合には、電気通信事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したもの）が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置

八 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が法第七十条の三において準用する法第二十七条の三第二項の規定を遵守するために必要な措置

九 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

（特定利用者情報）

**第二十二条の二の二十一** 法第二十七条の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報の集合物を構成する情報とする。

一 特定の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する次に掲げる事項

ハ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関すること。

イ 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関すること。

ロ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関すること。

ハ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関すること。

（情報取扱規程）

**第二十二条の二の二十二** 法第二十七条の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書を提出しなければならない。

（情報取扱規程）

**第二十二条の二の二十三** 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項について、利用者が容易に確認できるようにするものとする。

一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項

（特定利用者情報）

**第二十二条の二の二十三** 法第二十七条の八第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げた事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

（情報取扱規程）

**第二十二条の二の二十三** 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項について、利用者が容易に確認できるようにするものとする。

一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する  
次に掲げる事項

イ 安全管理措置の概要  
ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、当該(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合(2)に掲げる場合を除く。)当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

(2) (1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 第三者の名称

ハ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

二 外国に所在する第三者が提供する電気通信業務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の制度及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

五 過去十年間(法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合には、当該期間)に生じた法第二十八条第一項第二号及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項

(特定利用者情報の取扱状況の評価)  
第二十二条の二の二十四 法第二十七条の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況  
二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

前項の規定は、法第二十七条の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の規定の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

(特定利用者情報統括管理者の要件)  
第二十二条の二の二十九 法第二十七条の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。  
二 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

(特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出)  
第二十二条の二の二十六 法第二十七条の十第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

二 前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平常表現を用いること。

二 操作を行うことなく文字が適切な大きさで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようになること。

三 前号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。

二 前項の利用者に通知する場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号に該当する方法により行わなければならない。

一 利用者の利益に及ぼす影響が少なくていい電気通信役務

二 総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に規定する

いれかに該当する電気通信役務であつて、ブルーウザその他のソフトウェア(利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。)により提供されるものとする。

一 他人の通信を媒介する電気通信役務  
二 その記録媒体に情報を記録し、又はそのままのままに該当する者とする。

二 その記録媒体に情報を記録する電気通信装置に情報を入力する電気通信を利用者がから受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

二 情報検索指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二 情報検索指令通信を行うソフトウェアを利用して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。)のドメイン名その他の所在に関する情報

三 入力された検索情報(検索により求める情報)をいう。以下この号において同じ。)に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。)のドメイン名その他の所在に関する情報

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用して、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項と同様に表示されること。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項と同様に表示されること。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項と同様に表示されること。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項と同様に表示されること。

一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるよう)にすること。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるよう)にすること。

二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報  
三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報  
四 当該電気通信役務に対する不正な行為による被害知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報  
五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報  
(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

**第二十二条の二の三一 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。**

一 法第二十七条の十二第四号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じている場合にあっては、その旨

二 オプトアウト措置が法第二十七条の十二第四号イ又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別

三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法

四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

五 情報送信指令通信が起動させられる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報(法第二十七条の十二第一号及び第二号に掲げるものを除く。)の内容

六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

七 第五号に規定する情報の利用目的(禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等)

**第二十二条の三 法第三十条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び同条の解除は、告示によつてこれを行うこととなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。**

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該電気通信役務に対する不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報、当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

**第二十二条の二の三一 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。**

一 法第二十七条の十二第四号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じている場合にあっては、その旨

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者(前号の電気通信事業者を除く。)の全てについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者(第一号の電気通信事業者を除く。)の全てについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該

四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

五 情報送信指令通信が起動させられる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報(法第二十七条の十二第一号及び第二号に掲げるものを除く。)の内容

六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

七 第五号に規定する情報の利用目的(禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等)

**第二十二条の三 法第三十条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び同条の解除は、告示によつてこれを行うこととなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。**

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由)に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

**第二十二条の六 法第三十三条第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。**

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由)に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

**第二十二条の七 法第三十一条第六項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。**

一 第一種指定電気通信設備(これと一体として設置される電気通信設備を含む。)の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門(以下この条において「設備部門」という。)を置くものであること。

二 設備部門の長は、役員をもつてこれに充てることとするものであること。

三 設備部門の長その他の設備部門の業務に從事する者は、設備部門以外の部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないこととするものであること。

四 他の事業所の長が、当該支店その他の事業所簿に登記した支店及び当該支店の業務を統括する事業所に限る。以下この号において同じ。を設置する場合においては、支店その他の事業所の長が、当該支店その他の事業所において設備部門の業務に従事する者の職務と当該部門以外の部門の業務に従事する者の職務とを兼ねることについては、この限りではない。

五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報(以下この条及び次条において「接続関連情報」という。)の管

六 業事業者の指定及びその解除)のための接続の業務の用に供する室と設備部門以外の部門の業務の用に供する室とを区分するものであること。

七 情報管理責任者は、設備部門の長をもつてこれに充てることとするものであること。

八 設備部門に接続関連情報の管理責任者(以下の条において「情報管理責任者」という。)を置くものであること。

九 情報管理責任者は、設備部門の長をもつてこれに充てることとするものであること。

十 情報管理責任者をして、第六号の規定により作成する規程が設備部門の業務に従事する者によつて遵守されるよう、接続関連情報の取扱いを管理させるものであること。

十一 設備部門をして、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するため当該事業者との間において実施した法第三十三条第二項の規定に基づき認可を受け、若しくは同条第七項の規定に基づき届け出た接続約款又は同条第十項の規定に基づき認可を受けて締結した接続に関する協定に基づく手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件を記録し、これを保存せることであること。

十二 設備部門をして、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために設備部門と設備部門以外の部門との間ににおいて接続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件を記録し、これを保存せることであること。

十三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を設備部門とは別に置くものであること。
十四 監視部門をして、第十一号の規定により記録された手続の実施の経緯及び接続の条件（監視部門）と同号の接続約款又は接続に関する協定の規定によるものであるかどうか、並びに第十二号の規定により記録された手續の実施の経緯及び条件の内容が当該接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものであるかどうかについて監視させるものであること。
十五 監視部門をして、設備部門における接続関連情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。
十六 監視部門をして、前二号の規定により行われた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。
（禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告）

第二十二条の八 法第三十一条第八項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。
イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な（1）から（3）までに掲げる事項及び（4）に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定關係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容
ロ 電気通信設備の設置又は保守
（1） 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
（2） 情報の提供

（4） 電気通信役務の提供に関する契約の媒介
（3） 情報の提供
（2） 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
（1） 地図
ハ 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

（一） 前条第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十三号の規定により整備した
（二） 法第三十三条第一項の総務省令で定める方法により区分した室の配置
（三） 前条第五号の規定により構築したシステムの概要
（四） 前条第六号の規定により作成した規程の内容
（五） 前条第十号の規定により実施した管理の内容
ト 前条第十一号及び第十二号の規定により行つた監視の結果
リ 前条第十四号の規定により行つた監視の結果、同条第十二号の規定により記録した手続の実施の経緯又は条件の内容が同条第十一号の接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものでない場合において、手続又は条件を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由
チ 前条第十四号及び第十五号の規定により行つた監視の結果
（一） 監督対象子会社の名称
（二） 監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額
（三） 監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨
（四） 監督対象子会社の総株主（法第三十一条第五項に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合
（五） 自己の役職であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職
ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況
ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容
（一） 第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
（二） 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
（三） 第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。





定める電気通信事業者の別を含む。) を具体的に定めるものであること。

口 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。当該条件を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行なうこととはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十二 有効期間を定めるときは、その期間前項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

**第二十三条の五** 法第三十三条第七項の規定による届出をしようとする者は、様式第十七の二の届出書に、接続約款(変更の届出の場合は、接

体的に定めるものであること。

口 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行なうこととはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十二 有効期間を定めるときは、その期間前項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

**第二十三条の六** 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

第一付加的な機能の接続料及び接続条件

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項のうち、次の事項イ 通信の発信、着信及びその他の経由の分担に係る事項

口 利用者に対する料金の請求及び回収の分担に係る事項

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項のうち、接続料の支払の分担に係る事項

四 法第四十一条第一項又は第三項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

(第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可の申請)

三 第二十三条第十項の規定による認可を受けようとする者は、様式第十七の三の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 協定書の写し

二 当事者が取得し又は負担すべき金額及びその精算方法その他協定の実施方法の細目を記載した書類

三 接続の概要を示す図

四 変更の認可申請の場合は、協定の新旧を対照した書類

(認可接続約款等の公表)

第五条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、インターネットを利用してすることにより、これを行なわなければならない。

(第一種指定電気通信設備との接続に関する機能の休止又は廃止の周知方法)

三 周知は、同条に規定する機能(以下この条において「対象機能」という。)を休止又は廃止する日(次項において「休廃止日」という。)の三年前の日までに、対面等説明(対象機能を休

止若しくは廃止しようとする旨を記載した書面を交付又はこれに代わる電磁的記録を提供するとともに、その内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方の通信を用いて説明することをいう。次項において同じ。)により行なわなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、休廃止日の三年前の翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十三条の二の規定による周知は、適宜の方法により行なうことができる。

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備(第一号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

二 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件)

一 第二種指定電気通信設備を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が負うべき責任のうち、次の事項イ 通信の発信、着信及びその他の経由の分担に係る事項

口 利用者に対する料金の請求及び回収の分担に係る事項

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項のうち、接続料の支払の分担に係る事項

四 法第四十一条第一項又は第三項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

(第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可の申請)

三 第二十三条第十項の規定による認可を受けようとする者は、様式第十七の三の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 協定書の写し

二 当事者が取得し又は負担すべき金額及びその精算方法その他協定の実施方法の細目を記載した書類

三 接続の概要を示す図

四 変更の認可申請の場合は、協定の新旧を対照した書類

(認可接続約款等の公表)

第五条の九 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、インターネットを利用してすることにより、これを行なわなければならない。

(第一種指定電気通信設備との接続に関する機能の休止又は廃止の周知方法)

三 周知は、同条に規定する機能(以下この条において「対象機能」という。)を休止又は廃止する日(次項において「休廃止日」という。)の三年前の日までに、対面等説明(対象機能を休

止若しくは廃止しようとする旨を記載した書面を交付又はこれに代わる電磁的記録を提供するとともに、その内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方の通信を用いて説明することをいう。次項において同じ。)により行なわなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、休廃止日の三年前の翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十三条の二の規定による周知は、適宜の方法により行なうことができる。

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備(第一号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

二 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件)

一 第二種指定電気通信設備を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が負うべき責任のうち、次の事項イ 通信の発信、着信及びその他の経由の分担に係る事項

十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から様式第十七の四の七まで、様式第十七の四の九、様式第十七の四の十（第二種指定電気通信設備接続料規則第十六条第一項の規定に基づき接続料の（第二種指定電気通信設備との接続に関する事項を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合に於ける接続料の算出の根拠を明確にするため、該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。）を設定する場合には、様式第十七の四の二から様式第十七の四の十まで）及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠を明確にするため、該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所

二 他の電気通信設備の機能に係る取得すべき金額（第二種指定電気通信設備との接続料の算出に於ける接続料の根拠を明確にするため、該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。）を定める箇所における技術的条件

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額（第二種指定電気通信設備との接続料の算出に於ける接続料の根拠を明確にするため、該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。）を定める箇所における技術的条件

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信設備接続料規則第十三条第三項に規定する予信事業者及び他事業者の責任に関する事項

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

二 他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関する場合における手続

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第一種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下のこの条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（第二種指定電気通信設備接続料規則第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システムに関する、他事業者が負担すべき率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信役務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能

六 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

七 ふくそく、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその利用者に対する説明その他の当該電気通信

信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

十 他事業者との協議が調わないときは、法第五十四条第一項若しくは法第一百五十七条第一項のあつせん又は法第一百五十五条第一項若しくは法第一百五十七条第三項の仲裁による解決方法

十一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信サービスの利用者は、当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨

十二 第二種指定電気通信設備接続料規則第六条第一項の規定に基づき共同して総務大臣の承認を受けた二以上の電気通信事業者について、当該承認に係る機能の概要及び接続料の支払方法並びに当該二以上の電気通信事業者の設置する第二種指定電気通信設備の間の責任の分界

十二の二 音声伝送業務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信設備に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）を採用することとの合意の基準であつて、次の要件を満すもの

イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。

ロ 第二種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第二種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めることとは、当該条件を具体的に定めるものであること。

二 第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

本他事業者から合意に関する申入れがある場合において、当該基準に照らして合意をすることができるときには、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関する料金のネットワーク管理において、その提供する電気通信サービスの利用者は、当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いを拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないとときは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うこととはない旨を定めるものであること。

ハ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

ト 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項によるものとする。

（届け出た接続約款の公表表）

第二十三条の九の六 第二十三条の八の規定は、法第三十四条第五項の規定による同条第二項の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

第二十三条の九の七 法第三十四条の二の規定による周知は、同条に規定する機能（以下この条において「対象機能」という。）を休止又は廃止する日（次項において「休止日」という。）の三年前の日までに、対面等説明（対象機能を休止若しくは廃止しようとする旨を記載した書面を交付又はこれに代わる電磁的記録を提供するとともに、その内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方の通信を用いて説明

二 法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を同条第一項後段の規定により届け出る場合

2 前項の規定にかかわらず、休廃止日の三年前からの翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十四条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

三 次に掲げる場合（前二号に掲げる場合を除く。）四十日

イ 法第三十六条第一項後段の規定により計画変更（同項に規定する工事の開始の日（以下この号において「工事開始日」という。）を繰り上げることを内容とするものではあること。

ト 第二十三条规定の十から第二十三条の十三まで（接続に係る申立て）

第二十三条の十四 法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申立書を、同条第二項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（接続に係る裁定の申請）

第二十三条の十五 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出）

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書（同項の規定により届け出た計画（以下この条から第二十四条の四までにおいて「届出計画」といいう。）の変更（次条から第二十四条の四までによる周知は、同条に規定する機能（以下この条において「対象機能」という。）を休止又は廃止する日（次項において「休止日」という。）の三年前の日までに、対面等説明（対象機能を

一 法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休廃止日の三年前からの翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十四条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

三 次に掲げる場合（前二号に掲げる場合を除く。）四十日

イ 法第三十六条第一項後段の規定により計画変更（同項に規定する工事の開始の日（以下この号において「工事開始日」という。）を繰り上げることを内容とするものではあること。

ト 第二十三条规定の十から第二十三条の十三まで（接続に係る申立て）

第二十三条の十四 法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申立書を、同条第二項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（接続に係る裁定の申請）

第二十三条の十五 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出）

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書（同項の規定により届け出た計画（以下この条から第二十四条の四までにおいて「届出計画」といいう。）の変更（次条から第二十四条の四までによる周知は、同条に規定する機能（以下この条において「対象機能」という。）を休止又は廃止する日（次項において「休止日」という。）の三年前の日までに、対面等説明（対象機能を

一 法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を同条第一項後段の規定により届け出る場合

2 前項の規定にかかわらず、休廃止日の三年前からの翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十四条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

三 次に掲げる場合（前二号に掲げる場合を除く。）四十日

イ 法第三十六条第一項後段の規定により計画変更（同項に規定する工事の開始の日（以下この号において「工事開始日」という。）を繰り上げることを内容とするものではあること。

ト 第二十三条规定の十から第二十三条の十三まで（接続に係る申立て）

第二十三条の十四 法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申立書を、同条第二項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（接続に係る裁定の申請）

第二十三条の十五 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出）

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書（同項の規定により届け出た計画（以下この条から第二十四条の四までにおいて「届出計画」といいう。）の変更（次条から第二十四条の四までによる周知は、同条に規定する機能（以下この条において「対象機能」という。）を休止又は廃止する日（次項において「休止日」という。）の三年前の日までに、対面等説明（対象機能を

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表)

る公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に計画を届け出た後直ちにインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、その一部を公表しないことができる。

通信事業者に対しして通知した上で、当該届出計画を公表した日（次項において「一般公表日」という。）から十日以内（既に電気通信事業報告規則第三条の二による報告をした届出計画の変更を内容とする届出計画（次項において「既報告変更」という。）を公表した者にあつては、五日以内）（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数（次項において「休日数」という。）は、算入しない。）に、当該届出計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、出席を求める者がない場合並びに当該届出計画が法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を内容とする場合及び第二十四条の二第二項の規定による通知を受けて行う計画変更を内容とする場合は、開催を要しない。

法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合（出席を求める者がない場合を除く。）を除き、一般公表日より翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日（休日数は算入しない。）以上の意見受付期間を設けなければならない。（届出を要しない機能）

**第二十四条の五** 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するに、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能

法第三十六条第二項の規定による公表をしよ  
うとする者は、前項ただし書の場合（出席を求  
める者がない場合を除く。）を除き、一般公表  
日の翌日から起算して、届出計画について他の  
電気通信事業者からの意見を受け付ける場合に  
あつては三十日以上、既報告変更について他の  
電気通信事業者からの意見を受け付ける場合に  
あつては十日（休日数は算入しない。）以上の  
意見受付期間を設けなければならない。  
(届出を要しない機能)

二 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能

(共用に係る申立て)  
**第二十五条の三** 法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、当該申立てが次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申立て書を総務大臣に提出しなければならない。

(公用協定の届出)  
**第二十五条の二** 法第三十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十八の二の届出書に次の書類を添えて行わなければならない。  
一 協定書の写し  
二 当事者が取得し又は負担すべき金額及びその精算方法その他協定の実施方法の細目を記載した書類  
三 共用の概要を示す図  
四 変更の届出の場合には、協定の新旧を対照し

七 に関する機能を除く。)  
八 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いずに可能となるもの  
八 番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）

六 (第一種指定加入者又換機と公衆電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。)  
電気通信設備及び伝送設備により第一種指定  
電気通信設備を設置する電気通信事業者の保  
守管理業務の部門等特定の業務の部門のみに

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当該料金を計算する機能（他の電気通信事業者と電気通信役務に関する料金を精算する機能を除く。）

四 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能（他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能を除く。）

五 公衆電話により提供される電気通信役務に関する料金を即時に収納するための機能

二 電気通信設備設置用工作物の共用に係る申請  
立て 様式第十八の三

（法第三十九条の二第一項の総務省令で定める区分）

**第二十五条の六** 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。（法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項）

**第二十五条の七** 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務を開始し、変更し、又は廃止した年月日

三 当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電

**第二十五条の五** 法第三百三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信業務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合（同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者にあっては、下欄第四号に該当する場合を除く。）に該当する場合にあっては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を添付しなければならない。

式第十七の七  
二 電気通信設備設置用工作物の共用に係る裁定の申請 様式第十八の四  
(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務)

二 電気通信設備設置用工作物の共用に係る申立  
様式第十八の三

第一種指定電気通信役務 第一項  
通信設備を用いる特定卸電気通信役務

当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受けた当該特定

ル るために必要な事項

ル イカラヌまでに掲げる事項

ル イカラヌまでに掲げるもののほか、当該電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

ヲ 有効期間を定めるときは、その期間

二ハ  
当該提供卸電気通信役務に関する料金  
当該提供卸電気通信役務に関して、当該  
卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等  
(金銭その他の財産をいう。)  
一木  
当該第一種指定電気通信設備又は第二種

電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸電気通信事業者」という。）との次に掲げる事項  
イ 当該卸電気通信事業者の氏名又は名称  
ロ 当該卸電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下この条において「提  
供卸電気通信役務」という。）の内容

卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のVDSL設備その他）の電気通信設備を用いて提供される特定卸電気通信役務にあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）

二 その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の中電気通信事業者

三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。）

二 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはW Aアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するB W Aアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シンギルキヤリア周波数分割多元接続方式又は帯域移動無線アクセシスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は帯域移動無線アクセシスシステムと他の接続方式と組み合わせた接式方波数二に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式号及び第十二号うち、同条第十二号及び第十二号の二の二に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を用いることが可能なものを使用する)であつて特定のもの(通信のモード)(特定	一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)二 その提供を受けるこの項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万以上の電気通信事業者
--	---

業務の用に供する  
通信に用途が限定  
されている利用者  
の電気通信設備を  
いう。) 向けに提供  
するものを除く。  
以下この表におい  
て同じ。)

五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信  
信事業者から当該第二種指定電気通信設備を  
用いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役  
務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下  
欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつて  
は、当該電気通信事業者ごとの次に掲げる  
事項

イ 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理  
システムの機能及び料金その他の提供条件

ロ 提供卸電気通信役務に係るS I Mカード  
の種類、機能及び料金その他の提供条件

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第二十五条の七の二 第一種指定電気通信設備又  
は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信  
事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電  
気通信役務に関する料金その他の提供条件(同  
号(イを除く。)に掲げる事項に限る。)について  
て契約款を定め、公表しているものを総務大  
臣に届け出ることができる。(この場合において、当該契約款による当該卸電気通信役務の  
提供の業務に係る同条の規定の適用について  
は、同条中「は、次に掲げる事項」とあるの  
は、「は、次に掲げる事項(第四号に掲げるも  
のを除く。)」とする。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、  
様式第十八の六の届出書に、同項の契約約款を  
記載した書類を添えて総務大臣に提出しなけれ  
ばならない。

3 第一項の規定により届け出た契約約款の変更  
の届出をしようとする者は、様式第十八の六の  
届出書に、当該契約約款の新旧対照を記載した  
書類を添えて総務大臣に提出しなければならな  
い。

4 第一項の規定による契約約款の公表は、そ  
の実施の日から、インターネットを利用すること  
により、これを行わなければならない。  
(卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出)  
**第二十五条の七の三** 法第三十八条の二第一項の  
規定により届け出た事項の変更の届出をしよう

とする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合（同号の表の上欄一）の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受けたる電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。）にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りない。  
（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）  
影響が少ない卸電気通信役務の範囲  
**第二十五条の七の四** 法第三十八条の二第二項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。  
（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）  
**第二十五条の七の五** 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務（当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。）以外のものとする。  
一 F T T H アクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。）  
二 携帯電話（様式第四に規定する三・九一四五世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国B W Aアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国B W Aアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式・広帶域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）





一 二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類イ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図ロ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書ハ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書二 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信するプログラムの機能制限等の防護措置に関する説明書ホ 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書ヘ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書ト 線路設備における誘導対策措置に関する説明書リ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消防設備の設置状況に関する説明書ヌ 屋外設備の設置ル 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書ヲ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信係る情報の保護措置に関する説明書

タ ヨの分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書

レ 音声伝送用設備における末端設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する説明書類及び試験結果

ソ 通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書

ツ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書

ヌ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書

ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書

ラ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書

ム 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらとの附属設備以外の電気通信設備（第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する電気通信設備に限る。）の管理に関する説明書

ウ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧

ヰ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要応急復旧機材の一覧

ノ その他イからヰまでに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するためには電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

一の二 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類（同号ノに掲げるものを除く。）

法に関する説明書

ハ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法の測定方法に関する説明書

二 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合には、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

一の三 ワイヤレス固定電話用設備（法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。）

口 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

二 その他イからハまでに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合には、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるもののを除く。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げる総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書）

ロ 総合品質を確保するための措置に関する説明書

三 その他イからニまでに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

四 一 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、ラ及びノに掲げるものを除く。）

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

四 二 ロラヒツクの瞬間的かつ激急な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験に関する説明書

二 一 その他イからハまでに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合には、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

四 二 PHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

五 口 ハ トライピックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書  
ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備である、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類  
イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、リル、ソ、ウ及びノに掲げるものを除く。）  
ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書  
ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
五の二 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の用に供する電気通信設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類  
イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、リル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。）  
ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書  
ハ 名目速度（端末系伝送路設備と利用者の国際的な標準への適合状況に関する説明書）  
電気通信設備との間の通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。  
二 その他イからハまでに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一第八号の二へにおいて同じ。）に関する国

六 電気通信設備を設置している通信機械室以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応するための対策又は措置に関する説明書を含む。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

五 年電波監理委員会規則第十号（第二条第四号に規定する有線一般放送（以下この条において単に「有線一般放送」という。）を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空線その他の放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備を含む。）との間ににおける分界点の場所に関する説明書

ロ イ 事業用電気通信設備と有線放送設備（事業用電気通信設備と同一の設備を使用する部分を除く。）との間ににおける分界点の場所に関する説明書

ハ 端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子（放送法施行規則第百五十条第四号の受信者端子をいう。）との間ににおける分離度又は有線一般放送の受信設備から副次的に発する電磁波による妨害の対策措置に関する説明書

二 有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が判読できないように講じた措置に関する説明書

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びノに掲げるものを除く。）

ロ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図

ハ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

二 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置の状況に関する説明書

ホ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書

ト メタルインター-ネットプロトコル電話用設備及びインター-ネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準及びその測定方法に関する説明書

チ メタルインター-ネットプロトコル電話用設備及びインター-ネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

リ その他イからヲまでに掲げる書類を補足するに必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合には、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

八の二 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

口 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図

ハ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

二 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置の状況に関する説明書

ホ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ヘ 名速度に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

ト その他イからハまでに掲げる書類を補足するための他イからハまでに掲げる書類を補足するための必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備（メタリインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル信用設備を除く。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するためには必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九の二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタリインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコ



ヲ フルに関する取組を踏まえた事業継続計画  
又はこれに相当する計画の策定に関するこ  
と。

ワ ふくそう、事故、災害その他非常の場合  
者に対する情報提供に関すること。

エ 事故の再発防止のための対策に関するこ  
と。

オ 力 利用者の利益の保護の観点から行う利用  
者の報告、記録、措置及び周知に関するこ  
と。

カ タ イからヨまでに掲げる事項に関する取組  
の実施状況等現状の調査、分析及び改善に  
関すること。

シ 関する事項

四 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に  
関する事項

四の二 第一号から第三号までにに関する業務管  
理体制に関する事項（事業用電気通信設備  
(第二十七条の二第三号イからニまでに掲げ  
る機能を有する事業用電気通信設備に限る。)  
の全部又は一部を構成する設備の運用を他人  
に委託している場合（クラウド・コンピュ  
ティング・サービス（インターネットその他  
の高度情報通信ネットワークを通じて電子計  
算機を他人の情報処理の用に供するサービス  
をいう。）等を通じて他人から第二十七条の  
二第三号イからニまでに掲げる機能の提供を  
受ける場合を含む。）に限る。）

イ 委託先の電気通信設備の安定的な使用に  
関すること。

ロ 委託先に対する必要かつ適切な監督等を  
行うための措置に関するこ

ハ 電気通信事業法に定める電気通信事業者  
の義務の履行に必要な措置に関するこ

二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を  
確保するため必要がある場合には、電気通  
信設備の運用の委託に係る契約の変更又は  
解除をする等の必要な措置を講ずるための  
措置に關すること。

当該管理規程の見直しに関する事項

イ 当該管理規程の遵守状況について自ら行  
う点検及び評価に關すること。

ロ 当該管理規程に記載された事項の実施に  
必要な経営資源の状況について自ら行う点  
検、評価及び見直しに關すること。

ハ イ及びロに掲げる点検の結果その他の事  
由に基づく当該管理規程の見直しに関するこ  
と。

六 其の他の事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項は、本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置される海底ケーブルについて他の設備と別に記載し、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならない。  
(電気通信設備統括管理者の要件等)

**第二十九条の二** 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任された日から二年を経過しない者でないこととする。

一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。  
イ 電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務  
ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

2 電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。  
(電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出)

**第二十九条の三** 法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(認定電気通信番号使用計画に従つて使用することを要しない総務省令で定める番号、記号その他の符号)の他の符号)

**第二十九条の四** 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次に掲げるるものとする。

二 ドメイン名  
二 アイ・ピー・アドレス  
三 國際電気通信連合が登録その他の处分を行ふ  
う番号(國際電気通信連合條約に基づく勧告に準拠したものに限る。)であつて、総務大臣が別に告示するもの  
四 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号その他の符号

(技術的条件の認可)

**第三十条** 法第五十二条第一項及び第七十条第一項第一号の規定に基づき総務大臣の認可を受けた技術的条件を定めようとする者は、様式第二十三条の申請書に、その案を添えて提出しなければならない。

(端末設備等の接続の技術的条件を定める者)

**第三十一条の二** 法第五十二条第一項の総務省令で定める他の電気通信事業者は、同号の電気通信事業者との間で、総務大臣の認可を受けて同項の技術的条件を定めることを合意している者とする。

2 法第七十条第一項第一号の総務省令で定める他の電気通信事業者は、同号の電気通信事業者との間で、総務大臣の認可を受けて同号の技術的条件を定めることを合意している者とする。

(利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合)

**第三十二条** 法第五十二条第一項の総務省令で定める場合は、利用者から、端末設備であつて電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他利用者による接続請求が著しく不適当なものとの接続の請求を受けた場合とする。

(利用者からの端末設備等の接続請求を拒める電気通信回線設備)

**第三十二条の二** 法第五十二条第一項の総務省令で定める電気通信回線設備は、第二十七条の二第一号の電気通信事業者の設置する電気通信回線設備とする。

(端末設備の接続の検査)

**第三十二条** 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 端末設備を同一の構内において移動するとき。

二 通話の用に供しない端末設備又は網制御に関する機能を有しない端末設備を増設し、取り替え、又は改造するとき。

四 防衛省が、電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第五十二条第一項の技術基準に適合するかどうかを判断するため必要な資料を提出したとき。

五 電気通信事業者が、法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（利用者の端末設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃を行うことの禁止に関するもの及び不正アクセス行為の禁止等に関するものを除く。）に適合していること（法第五十二条第一項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について、法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第一百四条第二項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。

六 専らその全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行う放送の受信のために使用される端末設備であるとき。

七 本邦に入国する者が、自ら持ち込む端末設備（法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。）であつて、当該者の入国の日から同日以後九十日を経過するまでの間に限り使用するもののを接続するとき。

八 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条の二第二項の規定による届出に係る無線設備である端末設備（法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。）であつて、当該届出の日から同日以後百八十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。

法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が、利用者の営業時間外及び日没から日出までの間ににおいて検査を受けべきことを求めるとき。

二 防衛省が、電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第五十二条第一項の技術基準に適合するかどうかを判断するため必要な資料を提出したとき。

### 第三十三条から第三十八条まで 削除

#### 第四節 届出媒介等業務受託者

##### (媒介等の業務の届出等)

##### 第三十九条 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類。

二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類。

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類。

総務大臣は、法第七十三条の二第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。

法第七十三条の二第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者が法人であつた場合であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項）に規定する法人番号をいう。

次号及び第三号において同じ。）を有するとときは、当該者の法人番号。

二 法第七十三条の二第一項第二号の電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合であつて法第七十三条の二第一項第三号の電気通信番号を有するときは、当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者の法人番号。

三 法第七十三条の二第一項第三号の電気通信番号及び電話番号及び電子メールアドレス。

四 電話番号及び電子メールアドレス。

しようとする者は、様式第三十七の届出書を提出しなければならない。

#### 六 対象契約の締結の媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別

法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 法第七十三条の二第一項第一号に掲げる事項の変更の場合、次に掲げる書類。

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類。

ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類。

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類。

二 第一号以外の場合にあつては、当該変更が行られたことを証する書類。

法第七十三条の二第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更是、同条第一項第二号又は第三号に掲げる事項のみの変更とする。

法第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 届出媒介等業務を行う事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類。

二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類。

三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に規定する者以外のものであるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類。

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に規定する者以外のものであるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類。

五 法第七十三条の二第四項の規定による届出媒介等業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第三十六の届出書を提出しなければならぬ。

法第二十六条第一項各号の規定により新たに指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う者が法第七十三条の二第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、当該指定をされた日から起算して一月以内に、様式第三十三による届出書に第一項の書類を添えて総務大臣に届け出る方法によることができる。

#### 七 対象契約の締結の媒介等の業務に係る再委託の有無

しようとする者は、様式第三十七の届出書を提出しなければならない。

#### 八 法第七十三条の二第六項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十七の届出書を提出しなければならない。

法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二条の二の三第一項から第五項までの規定を準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

法第二十六条第一項各号

法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項各号

法第二十六条第一項各号

法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項各号

の締結の媒介等

苦情及び問合せに応じる時間

五条第一項各号に掲げる附屬明細書（同項第十号及び第十一号に掲げる書類を除く。）（以下「財務諸表」という。）

二 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）

三 財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第一号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

六 第十四条第一号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類（第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならぬい。

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の一 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号口、第二号口、第三号口及び第四号口に規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとす



施設保全費		共通費		管理費		研究費償却について同じ。)比	
関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び全部門の入件費比若しくは支出額比)		関連する固定資産価額比又は營業、運用及び施設保全部門の入件費比若しくは支出額比		関連する固定資産価額比又は營業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比		試験研究費	
関連する固定資産価額(取 得原価をいう。共通費、 管理費、試験研究費及 び全部門の入件費比若し くは支出額比)		関連する固定資産価額比又 は營業、運用及び施設保 全部門の入件費比若しく は支出額比		関連する固定資産価額比又 は營業収益額比又は関連する 支出額比若しくは固定資 産価額比		試験研究費	
固定資産	租税公課	固定資産	研究費償却	減価償却費	減価償却費	試験研究費	試験研究費
事業所税	税等	固定資産	同上	簿価額をいう。(以下この表において同じ。)比	簿価額をいう。(以下この表において同じ。)比	當業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比	當業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
機械設備	市内線路	放送設備使用料	回線数比	回線数比又は取扱量比	回線数比又は取扱量比	試験研究費	試験研究費
市外線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比	関連する固定資産価額比	関連する固定資産価額比	関連する固定資産価額比	関連する固定資産価額比	試験研究費	試験研究費
基準	二	固定資産に係る配賦基準	次の表に掲げる	管轄部門等の入件費比	管轄部門等の入件費比	試験研究費	試験研究費
前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。	3	市外回線数比若しくは市外回線長比(ただし、帶域品目は3・4キロヘルツ、符号品目は6・4キロビットを1回線として換算する。)又は取扱量比	市外回線数比若しくは市外回線長比(ただし、帶域品目は3・4キロヘルツ、符号品目は6・4キロビットを1回線として換算する。)又は取扱量比	関連する固定資産価額比	関連する固定資産価額比	試験研究費	試験研究費
前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。	3	市外回線数比若しくは市外回線長比(ただし、帶域品目は3・4キロヘルツ、符号品目は6・4キロビットを1回線として換算する。)又は取扱量比	市外回線数比若しくは市外回線長比(ただし、帶域品目は3・4キロヘルツ、符号品目は6・4キロビットを1回線として換算する。)又は取扱量比	関連する固定資産価額比	関連する固定資産価額比	試験研究費	試験研究費

(第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準)  
**第四十条の六** 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  
一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。)における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。(ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。)  
二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。  
(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件)  
**第四十条の六の二** 法第百七条第二号の総務省令で定める規模は、担当支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。  
一 一般支援区域 百分の五十  
二 特別支援区域 百分の十  
三 法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める規模は、単位区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模をいい。その規模として定める割合は百分の五

(第一号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)

**第四十条の六の三** 法第百七条第一号及び法第一百零一条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、一年とする。

(第一号基礎的電気通信役務の種別)

**第四十条の七** 法第八十条の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。

一 第十四条第一号及び第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

二 第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの（法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）

**第四十条の七の一** 法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務

二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務

イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）

ロ ATM交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）

ハ 自営等BWAアクセセスサービス（電気通信事業者報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）

ニ IP-VPNサービス（電気通信事業者規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）

ホ 広域イーサネットサービス（電気通信事業者報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）

ヘ 専用役務

ト 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業者規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）

チ 通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

(第一種交付金及び第二種交付金の額の公表)

**第四十条の八** 法第一百九条第四項の規定による第一種交付金又は第二種交付金の額の公表

（法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位）

**第四十条の八の二** 法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。

前項に規定する町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。  
（一般支援区域等の指定等）

**第四十条の八の三** 総務大臣は、第十四条の五第二項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。  
（法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法）

**第四十条の八の四** 法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。

一 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額

二 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額

（地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合）

**第四十条の八の五** 法第百十条の二第二項第一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模	二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性
法第百十条の二第二項第一号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額を下回るときとする。	一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超えない場合
二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合	二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合
（攻撃先設備探査の範囲）	第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

一 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合	2 総務大臣は、法第百十六条の二第六項において読み替えて適用する同条第三項の申請書は、様式第三十八条の三によるものとする。
（攻撃先設備探査の範団）	（変更の認定）
（第四十条の八の六 法第百十六条の二第一項第一号の総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するため行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないもの）	四十四条の八の八 法第百十六条の二第五項ただし書の総務省令で定める軽微な変更是、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲を縮小するものとする。
（認定の申請）	（軽微な変更）
（第四十条の八の六 法第百十六条の二第一項第一号の総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するため行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないもの）	四十四条の八の九 法第百十六条の二第七項ただし書の総務省令で定める軽微な変更是、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであると認めるときは、変更の認定をするものとする。

（認定の申請）	（変更の届出）
（第四十条の八の八 法第百十六条の二第一項第一号の総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するため行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないもの）	（軽微な変更）
（認定の申請）	（変更の届出）
（第四十条の八の八 法第百十六条の二第一項第一号の総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するため行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないもの）	（軽微な変更）
（認定の申請）	（変更の届出）

（認定の申請）	（変更の届出）
（第四十条の八の八 法第百十六条の二第一項第一号の総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するため行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないもの）	（軽微な変更）
（認定の申請）	（変更の届出）
（第四十条の八の八 法第百十六条の二第一項第一号の総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するため行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないもの）	（軽微な変更）
（認定の申請）	（変更の届出）

四	申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
口	イ 役員の名簿及び履歴書
ロ	最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
五	申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
ロ	株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
六	申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
イ	発起人、社員又は設立者の履歴書
ロ	株式の登録を受け、又は同条の登録書類の申請をしている場合以外の場合にあっては、役員の履歴書
七	申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
ロ	団体の財産の状況を記載した書類
八	申請者が地方公共団体であるときは、電気通信事業を営むことについての議会の会議録は、履歴書
ロ	資産目録
九	法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場合にあっては、法第百八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面
十	電気通信設備の設置について行政庁の許可申請をしている場合以外の場合にあっては、その他の処分をするときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その手続の状況を記載した書類）
（電気通信事業の一部の認定の申請）	第四十条の十 法第一百七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けるとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。
一	その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同

二	二 申請書
三	三 一部認定の申請に係る法第一百七条第三項の事業計画書は、様式第三十八条の十によるものとする。
一	一 事業開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八条の十一の事業収支見積書
二	二 前条第三項第二号から第十号までに掲げる書類
三	三 電気通信設備の構成並びに他の電気通信事業者及び利用者の電気通信設備との接続の構成を示した図その他の書類であつて、認定の申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備と認定の申請に係らない電気通信事業の用に供する電気通信設備との間で、これらの電気通信設備が直接又は他の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続することによる通信のそ通がないことを確認できるもの（認定証の交付）
四	四 第四十一条の十一 総務大臣は、全部認定をしたときは、全部認定に係る認定証を交付する。
五	五 総務大臣は、一部認定をしたときは、一部認定に係る認定証を交付する。
（事業開始の指定期間の延長）	第六十条の十二 法第一百二十条第三項（法第一百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定期間の延長の申請は、様式第三十八条の十二の申請書により行わなければならぬ。
（事業開始の届出）	第四十条の十三 法第一百二十条第四項（法第一百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第三十八条の十三の届出書を提出しなければならぬ。

二	二 四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一	一 当該変更の認定を受けた場合に電気通信事業の全部について認定を受けることとなる場合は、次に掲げる書類
二	二 その電気通信事業に係る業務区域について登録を受け、又は法第一百六条第一項若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八条の九の申請書又は届出書兼人の八の申請書
三	三 一部認定の申請に係る法第一百七条第三項の事業計画書は、様式第三十八条の十によるものとする。
四	四 一部認定の申請に係る法第一百七条第三項の事業計画書は、様式第三十八条の十によるものとする。
五	五 一部認定の申請に係る法第一百七条第三項の事業計画書は、様式第三十八条の十によるものとする。
六	六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
七	七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
八	八 申請者が地方公共団体であるときは、電気通信事業を営むことについての議会の会議録は、履歴書
九	九 法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場合にあっては、法第百八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面
十	十 電気通信設備の設置について行政庁の許可申請をしている場合にあっては、その他の処分をするときは、その手続の状況を記載した書類

二	二 四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一	一 当該変更の認定を受けた場合に電気通信事業の全部について認定を受けることとなる場合は、次に掲げる書類
二	二 その電気通信事業に係る業務区域について登録を受け、又は法第一百六条第一項若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八条の九の申請書又は届出書兼人の八の申請書
三	三 一部認定の申請に係る法第一百七条第三項の事業計画書は、様式第三十八条の十によるものとする。
四	四 一部認定の申請に係る法第一百七条第三項の事業計画書は、様式第三十八条の十によるものとする。
五	五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
ロ	ロ 株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
六	六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
イ	イ 発起人、社員又は設立者の履歴書
ロ	ロ 株式の登録を受け、又は同条の登録書類の申請をしている場合以外の場合にあっては、役員の履歴書
七	七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
ロ	ロ 団体の財産の状況を記載した書類
八	八 申請者が地方公共団体であるときは、電気通信事業を営むことについての議会の会議録は、履歴書
九	九 法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場合にあっては、法第百八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面
十	十 電気通信設備の設置について行政庁の許可申請をしている場合にあっては、その他の処分をするときは、その手続の状況を記載した書類
（電気通信事業の一部の認定の申請）	第四十条の十 法第一百七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けるとする者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
（変更の認定）	第四十条の十四 法第一百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八条の十によるもの





五 気象、水象、地象若し気象機関相互間 くは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急に通報する事項を要する事項	六 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項（業務の停止）	上記の通信を行う者
---	---	-----------

**第五十六条** 法第八条第一項の總務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる機関であつて、總務大臣が別に告示により指定するものが重要通信を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。

イ 気象機関  
ロ 水防機関  
ハ 消防機関  
ニ 災害救助機関  
ト 秩序の維持に直接関係がある機関  
チ 防衛に直接関係がある機関  
ヌ 海上の保安に直接関係がある機関  
ル 輸送の確保に直接関係がある機関  
ヌ 通信役務の提供に直接関係がある機関  
ル 電力の供給に直接関係がある機関  
カ 水道の供給に直接関係がある機関  
ヨ ガスの供給に直接関係がある機関  
タ 金融機関  
ヨ その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

二 前号の場合において、停止又は制限される通信は、重要通信を確保するため必要最小限のものでなければならない。  
**第五十六条の二** 電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合、当該他の電気通信事業者との間で、次のように掲げる事項を取り決めなければならない。

一 重要通信を確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止すること。  
二 電気通信設備の工事又は保守等により相互に接続する電気通信設備の接続点における重

要通信の取扱いを一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を通知すること。  
**第三** 重要通信を識別することができるよう重要な通信に付される信号を識別した場合は、当該重要通信を優先的に取り扱うこと。

**第五十七条** 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告をする事由が発生した後（通信の秘密又は特定利用者情報（次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。）の漏えいに係るものにあつては、それを知った後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告する所ともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

（業務の停止等の報告）  
**第五十七条** 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告をする事由が発生した後（通信の秘密又は特定利用者情報（次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。）の漏えいに係るものにあつては、それを知った後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告する所ともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
一 法第八条第一項式第法第八条第二項の規定による電気通信業務の一部の停止	二 通信の秘密様式第一項式第電気通信業務に関し通信の漏えい	三十日以内
二 前項の規定によることの漏えい	三 特定利用者様式第一項式第二項の規定による電気通信業務の一部の停止	三十日以内
三 二の二	四 次条第二項様式第一項式第二項の規定による電気通信業務の重大な事故	三十日以内
四 二の二	五 五十のいを知つた日から三十日以内	三十日以内

報告の事由	様式	報告期限
第五十八条 法第二十八条第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。	五 その重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態が発生したことを知つた日から三十日以内	十日以内
一 当該情報に含まれる利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項第一号において同じ。）の数が千を超えるもの	四 その重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態が発生したことを知つた日から三十日以内	十日以内
二 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行つたもの	三 その重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態が発生したことを知つた日から三十日以内	十日以内
三 二の二	二 二の二	二の二

電気通信役務の区分	時間	利用者数
一 緊急通報を取り扱う	一時	三万
二 音声伝送役務を取り扱わぬ音声伝送役務	二時	二万
三 電気通信役務の区分	三万	三万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故	三 セルラーリモートワイヤレス（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める方式により同表の下欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。
一 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故	二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故
二 二の二	三 三の三
三 二の二	四 四の四
四 二の二	五 五の五
五 二の二	六 六の六
六 二の二	七 七の七
七 二の二	八 八の八
八 二の二	九 九の九
九 二の二	十 十の十
十 二の二	十一 十一の十一
十一 二の二	十二 一二の一二
十二 二の二	十三 一二の十三
十三 二の二	十四 一二の十四
十四 二の二	十五 一二の十五
十五 二の二	十六 一二の十六
十六 二の二	十七 一二の十七
十七 二の二	十八 一二の十八
十八 二の二	十九 一二の十九
十九 二の二	二十 一二の二十
二十 二の二	二十一 一二の二十一
二十一 二の二	二十二 一二の二十二
二十二 二の二	二十三 一二の二十三
二十三 二の二	二十四 一二の二十四
二十四 二の二	二十五 一二の二十五
二十五 二の二	二十六 一二の二十六
二十六 二の二	二十七 一二の二十七
二十七 二の二	二十八 一二の二十八
二十八 二の二	二十九 一二の二十九
二十九 二の二	三十 一二の三十
三十 二の二	三十一 一二の三十一
三十一 二の二	三十二 一二の三十二
三十二 二の二	三十三 一二の三十三
三十三 二の二	三十四 一二の三十四
三十四 二の二	三十五 一二の三十五
三十五 二の二	三十六 一二の三十六
三十六 二の二	三十七 一二の三十七
三十七 二の二	三十八 一二の三十八
三十八 二の二	三十九 一二の三十九
三十九 二の二	四十 一二の四十
四十 二の二	四十一 一二の四十一
四十一 二の二	四十二 一二の四十二
四十二 二の二	四十三 一二の四十三
四十三 二の二	四十四 一二の四十四
四十四 二の二	四十五 一二の四十五
四十五 二の二	四十六 一二の四十六
四十六 二の二	四十七 一二の四十七
四十七 二の二	四十八 一二の四十八
四十八 二の二	四十九 一二の四十九
四十九 二の二	五十 一二の五十
五十 二の二	五十一 一二の五十一
五十一 二の二	五十二 一二の五十二
五十二 二の二	五十三 一二の五十三
五十三 二の二	五十四 一二の五十四
五十四 二の二	五十五 一二の五十五
五十五 二の二	五十六 一二の五十六
五十六 二の二	五十七 一二の五十七
五十七 二の二	五十八 一二の五十八
五十八 二の二	五十九 一二の五十九
五十九 二の二	六十 一二の六十
六十 二の二	六十一 一二の六十一
六十一 二の二	六十二 一二の六十二
六十二 二の二	六十三 一二の六十三
六十三 二の二	六十四 一二の六十四
六十四 二の二	六十五 一二の六十五
六十五 二の二	六十六 一二の六十六
六十六 二の二	六十七 一二の六十七
六十七 二の二	六十八 一二の六十八
六十八 二の二	六十九 一二の六十九
六十九 二の二	七十 一二の七十
七十 二の二	七十一 一二の七十一
七十一 二の二	七十二 一二の七十二
七十二 二の二	七十三 一二の七十三
七十三 二の二	七十四 一二の七十四
七十四 二の二	七十五 一二の七十五
七十五 二の二	七十六 一二の七十六
七十六 二の二	七十七 一二の七十七
七十七 二の二	七十八 一二の七十八
七十八 二の二	七十九 一二の七十九
七十九 二の二	八十 一二の八十
八十 二の二	八十一 一二の八十一
八十一 二の二	八十二 一二の八十二
八十二 二の二	八十三 一二の八十三
八十三 二の二	八十四 一二の八十四
八十四 二の二	八十五 一二の八十五
八十五 二の二	八十六 一二の八十六
八十六 二の二	八十七 一二の八十七
八十七 二の二	八十八 一二の八十八
八十八 二の二	八十九 一二の八十九
八十九 二の二	九十 一二の九十
九十 二の二	九十一 一二の九十一
九十一 二の二	九十二 一二の九十二
九十二 二の二	九十三 一二の九十三
九十三 二の二	九十四 一二の九十四
九十四 二の二	九十五 一二の九十五
九十五 二の二	九十六 一二の九十六
九十六 二の二	九十七 一二の九十七
九十七 二の二	九十八 一二の九十八
九十八 二の二	九十九 一二の九十九
九十九 二の二	一百 一二の一百
一百 二の二	一百一十一 一二の一百一十一
一百一十一 二の二	一百一十二 一二の一百一十二
一百一十二 二の二	一百一十三 一二の一百一十三
一百一十三 二の二	一百一十四 一二の一百一十四
一百一十四 二の二	一百一十五 一二の一百一十五
一百一十五 二の二	一百一十六 一二の一百一十六
一百一十六 二の二	一百一十七 一二の一百一十七
一百一十七 二の二	一百一十八 一二の一百一十八
一百一十八 二の二	一百一十九 一二の一百一十九
一百一十九 二の二	一百二十 一二の一百二十
一百二十 二の二	一百二十一 一二の一百二十一
一百二十一 二の二	一百二十二 一二の一百二十二
一百二十二 二の二	一百二十三 一二の一百二十三
一百二十三 二の二	一百二十四 一二の一百二十四
一百二十四 二の二	一百二十五 一二の一百二十五
一百二十五 二の二	一百二十六 一二の一百二十六
一百二十六 二の二	一百二十七 一二の一百二十七
一百二十七 二の二	一百二十八 一二の一百二十八
一百二十八 二の二	一百二十九 一二の一百二十九
一百二十九 二の二	一百三十 一二の一百三十
一百三十 二の二	一百三十一 一二の一百三十一
一百三十一 二の二	一百三十二 一二の一百三十二
一百三十二 二の二	一百三十三 一二の一百三十三
一百三十三 二の二	一百三十四 一二の一百三十四
一百三十四 二の二	一百三十五 一二の一百三十五
一百三十五 二の二	一百三十六 一二の一百三十六
一百三十六 二の二	一百三十七 一二の一百三十七
一百三十七 二の二	一百三十八 一二の一百三十八
一百三十八 二の二	一百三十九 一二の一百三十九
一百三十九 二の二	一百四十 一二の一百四十
一百四十 二の二	一百四十一 一二の一百四十一
一百四十一 二の二	一百四十二 一二の一百四十二
一百四十二 二の二	一百四十三 一二の一百四十三
一百四十三 二の二	一百四十四 一二の一百四十四
一百四十四 二の二	一百四十五 一二の一百四十五
一百四十五 二の二	一百四十六 一二の一百四十六
一百四十六 二の二	一百四十七 一二の一百四十七
一百四十七 二の二	一百四十八 一二の一百四十八
一百四十八 二の二	一百四十九 一二の一百四十九
一百四十九 二の二	一百五十 一二の一百五十
一百五十 二の二	一百五十一 一二の一百五十一
一百五十一 二の二	一百五十二 一二の一百五十二
一百五十二 二の二	一百五十三 一二の一百五十三
一百五十三 二の二	一百五十四 一二の一百五十四
一百五十四 二の二	一百五十五 一二の一百五十五
一百五十五 二の二	一百五十六 一二の一百五十六
一百五十六 二の二	一百五十七 一二の一百五十七
一百五十七 二の二	一百五十八 一二の一百五十八
一百五十八 二の二	一百五十九 一二の一百五十九
一百五十九 二の二	一百六十 一二の一百六十
一百六十 二の二	一百六十一 一二の一百六十一
一百六十一 二の二	一百六十二 一二の一百六十二
一百六十二 二の二	一百六十三 一二の一百六十三
一百六十三 二の二	一百六十四 一二の一百六十四
一百六十四 二の二	一百六十五 一二の一百六十五
一百六十五 二の二	一百六十六 一二の一百六十六
一百六十六 二の二	一百六十七 一二の一百六十七
一百六十七 二の二	一百六十八 一二の一百六十八
一百六十八 二の二	一百六十九 一二の一百六十九
一百六十九 二の二	一百七十 一二の一百七十
一百七十 二の二	一百七十一 一二の一百七十一
一百七十一 二の二	一百七十二 一二の一百七十二
一百七十二 二の二	一百七十三 一二の一百七十三
一百七十三 二の二	一百七十四 一二の一百七十四
一百七十四 二の二	一百七十五 一二の一百七十五
一百七十五 二の二	一百七十六 一二の一百七十六
一百七十六 二の二	一百七十七 一二の一百七十七
一百七十七 二の二	一百七十八 一二の一百七十八
一百七十八 二の二	一百七十九 一二の一百七十九
一百七十九 二の二	一百八十 一二の一百八十
一百八十 二の二	一百八十一 一二の一百八十一
一百八十一 二の二	一百八十二 一二の一百八十二
一百八十二 二の二	一百八十三 一二の一百八十三
一百八十三 二の二	一百八十四 一二の一百八十四
一百八十四 二の二	一百八十五 一二の一百八十五
一百八十五 二の二	一百八十六 一二の一百八十六
一百八十六 二の二	一百八十七 一二の一百八十七
一百八十七 二の二	一百八十八 一二の一百八十八
一百八十八 二の二	一百八十九 一二の一百八十九
一百八十九 二の二	一百九十 一二の一百九十
一百九十 二の二	一百九十一 一二の一百九十一
一百九十一 二の二	一百九十二 一二の一百九十二
一百九十二 二の二	一百九十三 一二の一百九十三
一百九十三 二の二	一百九十四 一二の一百九十四
一百九十四 二の二	一百九十五 一二の一百九十五
一百九十五 二の二	一百九十六 一二の一百九十六
一百九十六 二の二	一百九十七 一二の一百九十七
一百九十七 二の二	一百九十八 一二の一百九十八
一百九十八 二の二	一百九十九 一二の一百九十九
一百九十九 二の二	一百二十 一二の一百二十
一百二十 二の二	一百二十一 一二の一百二十一
一百二十一 二の二	一百二十二 一二の一百二十二
一百二十二 二の二	一百二十三 一二の一百二十三
一百二十三 二の二	一百二十四 一二の一百二十四
一百二十四 二の二	一百二十五 一二の一百二十五
一百二十五 二の二	一百二十六 一二の一百二十六
一百二十六 二の二	一百二十七 一二の一百二十七
一百二十七 二の二	一百二十八 一二の一百二十八
一百二十八 二の二	一百二十九 一二の一百二十九
一百二十九 二の二	一百三十 一二の一百三十
一百三十 二の二	一百三十一 一二の一百三十一
一百三十一 二の二	一百三十二 一二の一百三十二
一百三十二 二の二	一百三十三 一二の一百三十三
一百三十三 二の二	一百三十四 一二の一百三十四
一百三十四 二の二	一百三十五 一二の一百三十五
一百三十五 二の二	一百三十六 一二の一百三十六
一百三十六 二の二	一百三十七 一二の一百三十七
一百三十七 二の二	一百三十八 一二の一百三十八
一百三十八 二の二	一百三十九 一二の一百三十九
一百三十九 二の二	一百四十 一二の一百四十
一百四十 二の二	一百四十一 一二の一百四十一
一百四十一 二の二	一百四十二 一二の一百四十二
一百四十二 二の二	一百四十三 一二の一百四十三
一百四十三 二の二	一百四十四 一二の一百四十四
一百四十四 二の二	一百四十五 一二の一百四十五
一百四十五 二の二	一百四十六 一二の一百四十六
一百四十六 二の二	一百四十七 一二の一百四十七
一百四十七 二の二	一百四十八 一二の一百四十八
一百四十八 二の二	一百四十九 一二の一百四十九
一百四十九 二の二	一百五十 一二の一百五十
一百五十 二の二	一百五十一 一二の一百五十一
一百五十一 二の二	一百五十二 一二の一百五十二
一百五十二 二の二	一百五十三 一二の一百五十三
一百五十三 二の二	一百五十四 一二の一百五十四
一百五十四 二の二	一百五十五 一二の一百五十五
一百五十五 二の二	一百五十六 一二の一百五十六
一百五十六 二の二	一百五十七 一二の一百五十七
一百五十七 二の二	一百五十八 一二の一百五十八
一百五十八 二の二	一百五十九 一二の一百五十九
一百五十九 二の二	一百六十 一二の一百六十
一百六十 二の二	一百七十一 一二の一百七十一
一百七十一 二の二	一百七十二 一二の一百七十二
一百七十二 二の二	一百七十三 一二の一百七十三
一百七十三 二の二	一百七十四 一二の一百七十四
一百七十四 二の二	一百七十五 一二の一百七十五
一百七十五 二の二	一百七十六 一二の一百七十六
一百七十六 二の二	一百七十七 一二の一百七十七
一百七十七 二の二	一百七十八 一二の一百七十八
一百七十八 二の二	一百七十九 一二の一百七十九
一百七十九 二の二	一百八十 一二の一百八十
一百八十 二の二	一百九十一 一二の一百九十一
一百九十一 二の二	一百九十二 一二の一百九十二
一百九十二 二の二	一百九十三 一二の一百九十三
一百九十三 二の二	一百九十四 一二の一百九十四
一百九十四 二の二	一百九十五 一二の一百九十五
一百九十五 二の二	一百九十六 一二の一百九十六
一百九十六 二の二	一百九十七 一二の一百九十七
一百九十七 二の二	一百九十八 一二の一百九十八
一百九十八 二の二	一百九十九 一二の一百九十九
一百九十九 二の二	一百二十 一二の一百二十
一百二十 二の二	一百二十一 一二の一百二十一
一百二十一 二の二	一百二十二 一二の一百二十二
一百二十二 二の二	一百二十三 一二の一百二十三
一百二十三 二の二	一百二十四 一二の一百二十四
一百二十四 二の二	一百二十五 一二の一百二十五
一百二十五 二の二	一百二十六 一二の一百二十六
一百二十六 二の二	一百二十七 一二の一百二十七
一百二十七 二の二	一百二十八 一二の一百二十八
一百二十八 二の二	一百二十九 一二の一百二十九
一百二十九 二の二	一百三十 一二の一百三十
一百三十 二の二	一百三十一 一二の一百三十一
一百三十一 二の二	一百三十二 一二の一百三十二
一百三十二 二の二	一百三十三 一二の一百三十三
一百三十三 二の二	一百三十四 一二の一百三十四
一百三十四 二の二	一百三十五 一二の一百三十五
一百三十五 二の二	一百三十六 一二の一百三十六
一百三十六 二の二	一百三十七 一二の一百三十七
一百三十七 二の二	一百三十八 一二の一百三十八
一百三十八 二の二	一百三十九 一二の一百三十九
一百三十九 二の二	一百四十 一二の一百四十
一百四十 二の二	一百四十一 一二の一百四十一
一百四十一 二の二	一百四十二 一二の一百四



(意見の聴取の公告及び予告)

第六十二条 審理員は、法第百七十七条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

審理員は、前項の意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとし、意見聴取会の処分に係る者又はその審査請求人に予告しなければならない。

(意見聴取会)

第六十三条 意見聴取会は、審理員が議長として主宰する。

議長は、必要があると認めるときは、関係行政府の職員、学識経験者その他参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、審理員の許可を得なければならぬ。ただし、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十三条规定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。

意見聴取会においては、最初に審査請求人はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述しなければならない。

意見聴取会においては、審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は審査請求書の朗読をもつてその陳述に代えることができる。

審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの方は意見を述べることができる。

議長は、審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為を制限することができる。

議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができると。

議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、審査請求

人又はその代理人にこれを通知しなければならない。

(調書)

第六十四条 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

調書には、次の事項を記載し、議長が署名しなければならない。

一 事案の件名

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 審査請求人又はその代理人の住所及び氏名

五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名

六 出席した行政府の職員、学識経験者その他参考人の氏名

七 陳述の要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨

九 その他参考となるべき事項

十 (電報)

第六十五条 法附則第五条第三項の規定に基づく電報の事業に係る業務の委託は、次に掲げるとところによる。

一 東日本電信電話株式会社等は、電報の事業に係る業務を日本郵便株式会社において行う

こととが適当であるときは日本郵便株式会社に委託すること。

二 東日本電信電話株式会社等は、前号の規定による委託をすることができないときは、次

の条件に適合する者に当該業務を委託するこ

と。

イ 法第十二条第一号から第三号までのいぢ

れかに該当する者でない者

ハ 委託する地域の事情に明るい者その他

確実かつ安定的に委託業務を遂行できる者

第六十六条 東日本電信電話株式会社等は、法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百二十五号)第二条の規定による改正前の法第三十二条の四に規定する契約約款において、電報の配達(電報に関する現業事務を取り扱う事務所における交付その他配達に準する行為を含む。以下同じ。)に関し、配達先、正当の配達及び配達の免責事由について定めなければならない。

2 電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社等にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社等は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

(旧公衆法に規定する電話加入権に相当するものの要件)

第六十七条 法附則第九条第二項の総務省令で定める要件は、次の各号に適合することを条件とする。

(旧公衆法に規定する電話加入権に相当するものの要件)

第六十八条 法第七十二条の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、様式を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

(総務大臣に対する意見の申出)

送信その他の方法により提供された当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの方に代理も同様とする。

(電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社等にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社等は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

2 電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社等にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社等は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

3 利害関係人は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が定める手数料を支払う事務所において直ちに記録された事項を知り得るときは、この限りでない。

4 前項の要件は、次の各号に適合することを条件として総務大臣が指定する電話の役務の提供を受ける契約に基づく権利であることとする。

5 その交換に関する事務が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事務所において行われる電話であること。

6 自動車、船舶、航空機その他の交通機関に設置する無線電話でないこと。

7 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と特定の者との契約により設置する電話であること。

8 前項の指定は、告示により行うものとする。

(電話加入権等に関する帳簿の備付け等)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信役務に係るもの)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である国外法人等にあつては、国内代表者等の住所)次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して行うこと。

9 申請

一 の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

二 法第十三条第一項の変更登録の申請

三 法第十三条第五項の変更の届出

四 法第十七条第二項の承継の届出(法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

五 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出(法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

六 法第十八条第二項の解散の届出(法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

七 法第十九条第一項の届出

八 法第二十八条の報告

九 法第三十五条第一項又は第二項の申立て

十 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申立て

年の法律(百四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。)によるものの場合にあつては、参加差押えを含む。仮差押え若しくは仮処分の通知があつたときは、法の施行後に法附則第九条第一項の規定によりおその効力を有するとされ、又は同条第二項の規定によりその規定の例によるとされるとされる。旧公衆法第三十八条の三第一項の規定により記載した受付の年月日及び受付番号

前項の帳簿は、当該契約に関する事務を取り扱う東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事務所に備え付けなければならない。ただし、帳簿を電磁的記録により調製する場合であつて、当該契約に関する事務を取り扱う事務所において直ちに記録された事項を知り得るときは、この限りでない。

2 前項の帳簿は、当該契約に関する事務を取り扱う東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事務所に備え付けなければならない。

3 利害関係人は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が定める手数料を支払う事務所において直ちに記録された事項の証明を請求することができる。

(申請等の方法)

第六十条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信役務に係るもの)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である国外法人等にあつては、国内代表者等の住所)次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して行うこと。

1 申請

一 の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

二 法第十三条第一項の変更登録の申請

三 法第十三条第五項の変更の届出

四 法第十七条第二項の承継の届出(法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

五 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出(法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

六 法第十八条第二項の解散の届出(法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

七 法第十九条第一項の届出

八 法第二十八条の報告

九 法第三十五条第一項又は第二項の申立て

十 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申立て

十二 法第三十七条第一項又は第二項の届出

十三 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十四 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十五 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項又は法第三十八条第一項の申立て

十六 法第四十条の認可の申請

十七 法第四十二条第三項の確認の届出

十八 法第四十四条第一項又は第三項の届出

十九 法第四十四条の三第二項の届出

二十 法第五十二条第一項の認可の申請

二十一 法第七十条第一項第一号の認可の申請

二十二 法第一百七十七条第一項の認定の申請

二十三 法第一百二十条第三項の申請

二十四 法第一百二十条第四項の届出

二十五 法第一百二十二条第一項の変更認定の申請

二十六 法第一百二十二条第二項の変更の届出

二十七 法第一百二十二条第四項において準用する法第一百二十条第三項の申請又は同条第四項の届出

二十八 法第一百二十二条第五項の変更の届出

二十九 法第一百二十三条第二項、第三項又は第四項の認可の申請

三十 法第一百二十四条第一項の廃止の届出

三十一 法第一百四十四条第一項の届出

三十二 法第一百四十四条第四項の認可の申請

三十三 法第一百四十四条第一項の指定の申請

三十四 第十条第一項又は第三項の報告（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）

（次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告（ドメイン名電気通信役務に係るもの）をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。）

一 法第十六条各項の届出

二 法第七十三条第二項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）

三 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）

四 法第十八条第二項の解散の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）

五 法第七十三条の二第一項又は第二項の届出

六 法第七十三条の二第三項の承継の届出

七 法第七十三条の二第四項の廃止の届出

八 法第七十三条の一第五項の解散の届出  
九 法第一百六十五条第一項の届出  
十 第十条第一項又は第三項の報告（法第十六  
条第一項の届出をした者に係るものに限る。）  
(電磁的方法による提出)

3 法附則第四条第三項の規定による届出は、様式第一の申請書を同項の規定による届出をして適宜読み替えた届出書に、次の書類を添えて行わなければならぬ。

一 次の事項を記載した書類

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成六年一月二六日郵政省令第  
二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

八 法第七十三条の一第五項の解散の届出  
九 法第一百六十五条第一項の届出

十 第十条第一項又は第三項の報告（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）  
(電磁的方法による提出)

**第七十条** この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成される場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用すること）をもつて行うことができる。

前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。  
(添付書類の省略)

**第七十一条** この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表第一号又は第四号上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表第一号又は第四号下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。  
(訳文の添付)

**第七十二条** 法又は法に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款（定款に相当する書類を含む。）であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

**附 則**

1 この省令は、法の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。

2 次の郵政省令は、廃止する。

一 公衆電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十八号）

二 公衆電気通信法第五十五条の十三第二項の場合等を定める臨時暫定措置に関する省令（昭和五十七年郵政省令第五十五号）

法附則第四条第三項の規定による届出は、様式第一の申請書を同項の規定による届出をしておき、読み替えた届出書に、次の書類を添えて行なわなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成六年一月二六日郵政省令第  
二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

式第一の申請書を同項の規定による届出をして、適宜読み替えた届出書に、次の書類を添えて行わなければならぬ。

一　次の事項を記載した書類

イ　昭和六十年四月一日以降の五年内の日を含む毎事業年度における電気通信役務の種類及びその態様の区分ごとの需要見込み及び提供の計画

ロ　所要資金の額並びにその調達方法及び返済計画

ハ　電気通信設備の建設計画の概要及び工程（主要な設備に限る。）並びにこれに係る工事費の概算

二　第三条第四項各号（第十号から第十五号までを除く。）に掲げる書類

附　則　（昭和六〇年一二月一〇日郵政省令第八五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和六一年七月一四日郵政省令第二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和六一年八月一日郵政省令第四七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和六一年一〇月四日郵政省令第五六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和六二年八月三一日郵政省令第四四号）  
この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第五十七号）の施行の日（昭和六十二年九月一日）から施行する。

附　則　（昭和六三年八月一日郵政省令第四七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成四年七月三日郵政省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成三年三月三〇日郵政省令第二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成四年七月三日郵政省令第四号）  
この省令は、日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律（平成四年法律第六十一号）の施行の日（平成四年八月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成六年一月二六日郵政省令第  
二号）  
この省令は、公布の日から施行する。



この省令は、商法等の一部を改正する法律  
平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成  
三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年四月六日総務省令第  
五九号）

(経過措置) 二の省令は公布の日から施行する

第二十四条の四の規定にかかるわらず、ルータにより通信の交換を行う機能は、当分の間、電気通信事業法第三十九条の二第一項の総務省令で定める機能とする。

附則(平成三年六月一日施行)

(施行期日) 第八五号

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 電話通言事業者は、二〇〇六年六月一日施行の

電気通信事業者は、この省令の施行の日以後、  
通信事業法（以下「法」という。）第三

の二第一項の規定により現に認可を受は

接続約款について、この省令の定めるヒ

合致させるため、この省令の施行の日から、  
かこ同額の規定に基づく変更の申請を

たに同様の規定に基く変更の用語をばならない。

前項の申請に基づく認可に関する処分

までの間は、現に認可を受けている接

はこの省令による改正後の電気通信事業規則及び接続料規則の定めるところに

ているものとみなす。

第一項の規定に基づく申請に基づく如  
る場合は、去第三十一、二の二百

るまでの間は、法第三十九条の二第二項に係る接続約款については、この省令

正後の電気通信事業法施行規則及び接続

の規定は適用しない。

附則(平成二年〇月〇五日)  
命第一三八号

令第一三八号  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年一月二九日）

(地  
理  
朝  
日)  
令第一四八号

(旅行期日)  
この省令は、電気通信事業法等の一却

する法律  
(平成十三年法律第六十二号)

の日（平成十三年十一月三十日）から

(他の電気通信事業者に不利な取扱いを  
する。

（付の音楽、書類等の取扱いに和洋折衷する事無く得ない理由に関する特例）  
この省令の施行の際現に電気通信事業十八条の二第二項に規定する第一種指定

信設備を設置する第一種電気通信事業者に対する第二十二条の六の規定の適用については、当分の間、「又は履行しないおそれがある」とあらわれるのは、「若しくは履行しないおそれがあること、又は日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)附則第五条第六項の承継計画に記載された同法附則第三条第二項第四号及び第六号に掲げる事項のうち総務大臣がやむを得ないものとして認めるものであること、若しくは当該承継計画の実施に必要なものとして電気通信事業法第十五条の規定に基づく総務大臣の認可を受けている」とする。

**附 則 (平成一三年一二月一日総務省令第一六三号)**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から二月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づき認可に関する処分があるまでの間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の定めるところに合致しているものとみなす。

附 則 (平成一四年一月二十五日総務省令第五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この規則は、法の施行の日(平成十四年一月二十八日)から施行する。

附 則 (平成一四年四月三〇日総務省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日総務省令第六三号)

（施行期日）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十四年六月二十日)から施行する。

（基礎的電気通信役務損益明細表の記載等の特例）

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（平成一五年一月一四日総務省令第一七号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二日総務省令第八六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第一六号）  
この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百一十五号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）抄  
(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第二十二条第一項の規定による届出をし、又は旧法第二十四条第一項の登録を受けた第二種電気通信事業を営んでいる者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過するまでの間は、新法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を從前例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

この省令の施行の際現に旧法第九条第一項の許可を受けて第一種電気通信事業を営んでいる者であつて、新法第九条の登録を受けるべき者は、当該するものはこの省令による改正後の電気通信事業法

通信事業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）様式第一、様式第三及び様式第四によりそれぞれ当該各様式に記載すべき事項を、新法第十六条第一項の規定による届出をするべき者は該当するものは新施行規則様式第三、様式第四及び様式第八によりそれぞれ当該各様式に記載すべき事項を、施行日以後速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

3 この省令の施行の際現に旧法第二十二条第一項の規定による届出をし、又は旧法第二十四条第一項の登録を受けて第二種電気通信事業を営んでいる者であつて、新法第十六条第一項の規定による届出をするべき者は該当するものは、新規則様式第四及び様式第八によりそれぞれ当該各様式に記載すべき事項を、施行日以後速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

4 この省令の施行の際現に旧法第二十二条第一項の規定による届出をして第二種電気通信事業を営んでいる者であつて、新法第七条に規定する基礎的電気通信役務を提供しているものは、施行日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしないで、従前の提供条件（料金を含む。）でのその基礎的電気通信役務を提供することができる。

5 施行日前に旧法第三十八条の二第五項の規定により届け出た接続約款に定める接続の条件であつて、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則（以下この条において「旧施行規則」という。）第二十三条の六第二号ロに該当するものは、新法第三十三条第二項の規定により認可を受けた接続約款に定める接続条件のみなす。

6 施行日前に旧法第三十一条の三第一項の規定により届け出た料金のうち新法第七条に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、新法第十九条第一項の規定により契約約款に定める料金とみなす。

7 施行日前に旧法第三十一条の四第九項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件のうち新法第七条に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、新法第十九条第一項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。

8 施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表について、旧施行規則第二十二条の四の規定は、なおその効力を有する。

9 電気通信事業法附則第五条第一項の電報の取扱いの役務については、なお從前の例による。

附 則（平成一七年八月九日総務省令第二二七号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月八日総務省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二十四日総務省令第三三三号）抄

（施行期日）

（この省令は、平成十八年四月一日から施行する。）

（検討）

4 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の電気通信事業法施行規則及び改正後の算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一九年一月九日総務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月八日総務省令第一一号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月一二日総務省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日総務省令第八一号）

（施行期日）

（この省令は、公布の日から施行する。）

1 （経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項の規定により現に認可を受けている接続約款について、この省令の定めるところに合致させたため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

3 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致しているものとみなす。

附 第一三二号  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一月二一日総務省令第一三八号）  
令第一二六号抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の五の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 経過措置

（施行期日）

3 電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十九号）第十条第一項第一号に規定する電気通信番号により電気通信役務を提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を速やかに総務大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二〇年三月二一日総務省令第二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百三十六号）及び同附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。  
(経過措置)

4 前二項に規定するものほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当する規定によつてしまるものとみなす。

附 則（平成二〇年四月二八日総務省令第五三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月七日総務省令第八〇号）抄

（施行期日）

則」という。) 第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供している者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から三月以内に、次に掲げる手続を行わなければならぬ。この場合において、当該手續が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

一 新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出

二 新施行規則第十四条の二に規定する様式第十二の六の書類の報告(当該電気通信役務の提供に関し、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合に限る。)

3 当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する第一号基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務への円滑な移行その他電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、届出契約約款に定める第一号基礎的電気通信役務(同号に規定するものに限る。)の料金を減免することができる。

4 新施行規則様式第三十八の一については、当分の間、なお従前の例による。

(検討)

7 総務大臣は、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後三年を目途として新規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十三年六月二十九日総務省令 第七二号)

この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

附 則 (平成二十三年七月二十九日総務省令 第一一一号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。

附 則 (平成二十三年一〇月二六日総務省令 第一四一号)

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月一九日総務省令 第五四号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月一二日総務省令 第六九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

2 (電気通信事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成二十四年九月二五日総務省令 第八五号)

電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、この省令の施行の日から三月以内にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させなければならない。

3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話・PHSアクセサーサービスに係る新施行規則様式第四による書類を提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセサーサービスに係る新施行規則様式第四による書類を提出したものとみなす。

4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話・PHSアクセサーサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を提出したものとみなす。

5 この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二十五年二月二七日総務省令 第九号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以後である報告から適用する。

2 (経過措置)

附 則 (平成二四年九月二五日総務省令 第九号)

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年二月二七日総務省令 第八五号)

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年九月一九日総務省令 第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年八月一四日総務省令 第六八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年三月一九日から施行する。

2 (電気通信事業法施行規則第一條第二項第十七号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。)

附 則 (平成二六年八月一四日総務省令 第五六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

2 (電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二項第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年九月一日)から施行する。)

附 則 (平成二七年一月三〇日総務省令 第三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第八条までの規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月六日総務省令 第二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第八条までの規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月六日総務省令 第二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第八条までの規定は、この省令の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月六日総務省令 第二号) 抄

(準備行為)

第一 条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第一項に規定するインター・ネット接続サービスに係る携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則(以下「旧施行規則」という。)の規定は、報告期限が

様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・PHS・パケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話・PHS・パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHS・アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を提出したものとみなす。

4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話・PHS・アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を提出したものとみなす。

5 この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

6 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第五号に規定する衛星移動通信サービス及び衛星アクセスサービスを提供している者は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

7 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHS・アクセスサービスを提供している者(附則第三項に規定する者を除く。)又は同条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話・PHS・サービスを提供している者(附則第四項に規定する者を除く。)は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附 則 (平成二六年一月二七日総務省令 第八九号)

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二項第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日総務省令 第三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第八条までの規定は、この省令の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月六日総務省令 第二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第八条までの規定は、この省令の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月六日総務省令 第二号) 抄

(準備行為)

第一 条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)様式第一によりその登録の申請をすることができる。

2 法第十六条第一項の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第八によりその届出をすることができる。

3 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の八又は様式第三十八の九によりその認定の申請をすることができる。  
 (経過措置)

**第三条** この省令の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第九条の登録を受けていれる者であつて、伝送路設備以外の電気通信設備(法第四十四条第一項の事業用電気通信設備に限る。以下同じ。)を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であつて、この省令の施行の際現に法第百十七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

1 全部認定事業者 新施行規則様式第七の二の届出書

2 一部認定事業者 新施行規則様式第七の三の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項の届出をしている者(電気通信回線設備を設置する者に限る。以下同じ。)であつて、伝送路設備以外の電気通信設備を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第九の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であつて、この省令の施行の際現に法第百十七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

1 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書

2 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の八又は様式第三十八の九によりその認定の申請をすることができる。

**附 則** (平成二七年三月三〇日総務省令 第二九号)  
 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年八月七日総務省令第六八号)  
 (施行期日)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二七年八月七日総務省令第六八号)  
 (施行期日)  
 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第三条** この省令の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第九条の登録を受けていれる者であつて、伝送路設備以外の電気通信設備(法第四十四条第一項の事業用電気通信設備に限る。以下同じ。)を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であつて、この省令の施行の際現に法第百十七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

1 全部認定事業者 新施行規則様式第七の二の届出書

2 一部認定事業者 新施行規則様式第七の三の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項の届出をしている者(電気通信回線設備を設置する者に限る。以下同じ。)であつて、伝送路設備以外の電気通信設備を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第九の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であつて、この省令の施行の際現に法第百十七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

1 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書

2 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の八又は様式第三十八の九によりその認定の申請をすることができる。

規定及び附則第十四項から第十六項までの規定  
 定 平成二十八年四月一日  
 (準備行為)

2 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)第二十二条の二の七第一項第五号の認定を受けようとする電気通信事業者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により、当該認定の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、新施行規則第二十二条の二の七第一項第五号の規定の例により、認定をすることができる。

4 前項の認定に係る変更の届出及び当該認定の取消しについては、新施行規則第二十二条の二号に規定するものを除く。)を設置しているものは、この省令の施行の日から起算して一月以内に、新規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

5 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第一種指定事業者」という。)は、この省令の公布の際現に電気通信事業法第七第三項及び第四項の規定の例による。

6 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第一種指定事業者」という。)は、この省令の公布の際現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続料について、新施行規則の規定に合致させるため、附則第一項第二号に掲げる規定の施行日(以下「第二号施行日」という。)前ににおいても同条第二項の規定の例により、変更の申請をすることができる。

7 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第二種指定事業者」という。)は、この省令の公布の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続料について、新施行規則の規定に合致させため、施行日前においても同項の規定の例により、変更の届出をすることができる。

8 附則第二項から第四項までの規定による申請、認定及び届出は、新施行規則第二十二条の二の七第一項第五号又は同条第三項若しくは第四項の規定によりされたものとみなす。

9 新施行規則第二十二条の二の三の規定の例によりこの省令の施行前に行われた提供条件概要説明(同条第一項に規定する提供条件概要説明をいう。次項において同じ。)は、同条の規定により行わたるものとみなす。

10 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している改正法第一条の規定による改正後の規則第一項に定める提供条件概要説明(同条第一項に規定する提供条件概要説明をいう。次項において同じ。)の数が百万未満である場合における当該区分に該当するものについては、新施行規則第

電気通信事業法(次項及び附則第十二項において「新法」という。)第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務(以下この項から附則第十三項までにおいて「対象電気通信役務」という。)であつて、次に掲げるもの以外の電気通信役務については、新施行規則第二十二条の二の三第二項第三号及び第四号並びに第五項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。この場合において、同条第二項第一号中「場合(第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。)」とあるのは、「場合」とする。

11 一 新施行規則別表備考第一号に規定する携帯電話端末・PHS端末サービスのうち携帯電話端末と接続される同備考第一号に規定する無線端末系伝送路設備(以下単に「無線端末系伝送路設備」という。)のみを用いるものであつて、仮想移動電気通信サービス(同備考第三号に規定するものをいう。次号において同じ。)以外のもの

二 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該無線端末系伝送路設備を用いて提供される新施行規則別表備考第十号に規定するインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備に搭載されるブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とするもの(仮想移動電気通信サービス以外のものに限る。)

三 前二号に掲げる電気通信役務以外の対象電気通信役務であつて、その提供に関する契約(新施行規則第二十二条の二の三第二項第三号に規定する自動更新をその内容とするものに限る。)の締結又はその媒介等がされようとするときに同項第三号及び第四号並びに同条第五項に定める提供条件概要説明がされているもの

この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している対象電気通信役務であつて、新施行規則別表に掲げる種類の区分ごとの平成二十七年九月末における当該対象電気通信役務の利用者(新法第二十六条の二第一項に規定する利用者をいう。次項及び附則第十三項において同じ。)の数が百万未満である場合における当該

二十二条の二の四第四項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。

この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している新法第二十六条第一項第三号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を当該電気通信事業者と締結している場合（利用者からの個別の契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合その他）の利用者の利益の保護に支障が生じない場合に限る。）における新施行規則第二十二条の二の四第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「八ポイント」とあるのは、「七ポイント」とす。

13 利用者からの電話による申出によりこの省令の施行の際現に締結されている対象電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更又は当該契約の更新をする場合には、新施行規則第二十二条の二の五第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定にかかる前項の規定にかかるわらず、法第二十一条、法第二十六条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該利用する情報通信の技術を利用する方法は、当該利用する方法は、当該方法による提の承諾又は受けない旨の申供を受ける旨の承諾（以下この項においては受けない旨の申「承諾等」という。）をする	2 前項の規定にかかる前項の規定にかかるわらず、法第二十一条、法第二十六条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該利用する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提の承諾又は受けない旨の申供を受ける旨の承諾（以下この項においては受けない旨の申「承諾等」という。）をする
---	---

14 第一種指定事業者は、第二号施行日の前日ま

でに附則第五項の規定による申請をしない場合

は、第二号施行日において現に電気通信事業法

第三十三条第二項の規定により認可を受けてい

る接続約款について、新施行規則の規定に合致

させるため、第二号施行日から三月以内に同項

の規定に基づく変更の申請をしなければならな

い。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月一八日総務省令

第五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信

事業者（以下「事業者」という。）は、この省

令による改正後の電気通信事業法施行規則及び

第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規

接続料規則」という。）（以下これらを「新規

則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法

第三十三条第二項の規定により現に認可を受け

て、新規則の施行の際現に認可を受けている接

続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の

規定に適合しているものとみなす。

当該申請を認可することができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信

事業者（以下「事業者」という。）は、この省

令による改正後の電気通信事業法施行規則及び

第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規

接続料規則」という。）（以下これらを「新規

則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法

第三十三条第二項の規定により現に認可を受け

て、新規則の施行の際現に認可を受けている接

続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の

規定に適合しているものとみなす。

当該申請を認可することができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十一月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十二月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年二月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年三月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年五月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第十九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年八月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年九月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十一月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十二月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年二月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年三月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第二十九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年五月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年八月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年九月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十一月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年十二月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年二月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第三十九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年三月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第四十号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第四十一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年五月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第四十二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第四十三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令

第四十四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年八月一日から施行す

る。

附 則（平成二九年九月一九日総務省令



**附 則**（令和元年六月二七日総務省令第十八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が令和元年七月一日以降である報告から適用する。

**附 則**（令和元年六月二八日総務省令第十九号）抄

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則**（令和元年七月一八日総務省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年九月六日総務省令第三号）抄

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（令和元年九月六日総務省令第三号）抄

この省令による改正後の電気通信事業法施行日前に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第九条第九項又は第六十条の二第二項に規定する届出番号（以下この項において単に「届出番号」という。）に相当する番号について電気通信事業法第十三条第四項、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第二項又は第一百六十五条第一項の規定による届出をした者に対して通知がされているときは、当該番号は届出番号とみなし、当該通知は新施行規則第九条第九項又は第六十条の二第二項の規定によりされた当該届出番号の通知とみなす。

新施行規則第二十二条の二の三第三項（新施行規則第四十条において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年四月一日以後に締結又はその媒介等をしようとする新施行規則第二十二条の二の三第一項に規定する対象契約について適用する。

新施行規則第二十二条の二の三第三項（新施行規則第四十条において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年四月一日以後に締結又はその媒介等をしようとする新施行規則第二十二条の二の三第一項に規定する対象契約について適用する。

**附 則**（令和元年九月九日総務省令第四号）抄

（施行期日）

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（令和元年九月九日総務省令第四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年九月九日総務省令第四号）抄

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（令和元年九月九日総務省令第四号）抄

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項に基づき指定された電気通信事業者が提供業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約する特例

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が、この事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約する特例

せる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。

一 施行日の前日（第四項の移動電気通信役務においては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）

の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該旧契約の提供条件（ロの規定による変更後のものを含む。）において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約について適用する。

イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件（ロの規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更

ロ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件（うち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するもの）を含む。）において利用者からの申出により行う変更（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）

二 第三代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九一四世

代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。）の提供に関する契約（その提供条件が施行日の前に提供されていた契約の提供条件と同一のもの（この号の規定による変更後のものを含む。）に限る。）の締結及び

イ 施行日の前日において現に提供されている移動電気通信役務（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動末端設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であつて、当該映像面に使用者が触ることにより入力が行われるもの）を有するものをいい、ファイチャーフォン（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動末端設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。）に該当するものを除く。）以外の移動末端設備向けに提供されるものに限る。）の利用者に対する約束（約定による改正後の電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第二項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

三 第五代携帯電話（電気通信事業法施行規則第三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

四 第五代携帯電話（令和元年一月二〇日総務省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

五 第五代携帯電話（令和元年五月二七日総務省令第三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

六 第五代携帯電話（令和元年七月一五日総務省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

七 第五代携帯電話（令和元年九月二七日総務省令第一二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

八 第五代携帯電話（令和元年十一月一九日総務省令第一〇三号）抄

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

九 第五代携帯電話（令和二年一月一四日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

十 第五代携帯電話（令和二年二月二三日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

2 前項の規定は、新法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行ふ届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二条の二の十七」とあるのは「新施行規則第四十条の二において準用する」新施行規則第二十二条の二の十七」と、同項各号中の「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和五年十二月三十一日限り、その効力を失う。

4 施行日の前日において現に提供されている移動電気通信役務（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動末端設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であつて、当該映像面に使用者が触ることにより入力が行われるもの）を有するものをいい、ファイチャーフォン（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動末端設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。）に該当するものを除く。）以外の移動末端設備向けに提供されるものに限る。）の利用者に対する約束（約定による改正後の電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第二項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

5 第五代携帯電話（令和元年一月二七日総務省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

6 第五代携帯電話（令和元年七月一五日総務省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

7 第五代携帯電話（令和元年九月二七日総務省令第一二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

8 第五代携帯電話（令和元年十一月一九日総務省令第一〇三号）抄

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

9 第五代携帯電話（令和二年一月一四日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

10 第五代携帯電話（令和二年二月二三日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

11 第五代携帯電話（令和二年三月一四日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年六月一日から施行する。

12 第五代携帯電話（令和二年四月一五日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

13 第五代携帯電話（令和二年五月一六日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年八月一日から施行する。

14 第五代携帯電話（令和二年六月一七日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

15 第五代携帯電話（令和二年七月一八日総務省令第一号）抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

下「新施行規則」という。）第二十二条の一の七第一項第五号の認定を受けたものとみなす。新施行規則第二十二条の二の九第二号の規定は、施行日以後に締結される電気通信役務の提供に關する契約について適用する。

附 則（令和元年九月二七日総務省令第四五号）抄

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。ただし、第一条中電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項及び様式第十八の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一月二〇日総務省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一月二七日総務省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一五日総務省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年九月二七日総務省令第一二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年十一月一九日総務省令第一〇三号）抄

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和元年一月一四日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和元年二月二三日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附 則（令和元年三月一四日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和元年四月一五日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和元年五月一六日総務省令第一号）抄

この省令は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一七日総務省令第一号）抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。







様式第1(第6号第1項、第4項の規定による)電気通信事業者登録申請書	
年 月 日	
施設大区画 聞	
郵便番号 (ふけんばう)	
姓 (성)	
氏 (じ) 名 (ふなーん) 〔法人については、各名称及び登記事項の氏名を記載〕	
法人の行商行為に付ける特有の記号を記載するための 所定の欄内に記載する旨の表示(平成20年法律第 27号)の規定による。〔個人の行商人の場合は、各登記事項 の氏名(ふなーん)を記載する旨の表示があること。〕	
当該登記の(当該登記がある場合は、各件を記載するこ と。)	
電気通信事業者登録条件第12条の規定により、 電気通信事業者の登録(登録の取消)を受 けないので、他のとおり申立てます。	
1. 電話番号及びメールアドレス(当該登記がある場合は、当該登記に通じるのと 同様に記載する旨の表示)を記載すること。	
2. 地域内入出での会員等に、(個人の行商人の場合は文書内における行商人の氏名又 は登記事項の氏名)を記載すること。	
3. 会員登録の際に記載する個人登記事項を記載すること。	
4. 会員登録の際に記載する個人登記事項を記載すること。	
5. 会員登録の際に記載する個人登記事項を記載すること。	
6. 会員登録の際に記載する個人登記事項を記載すること。	
7. 会員登録の際に記載する個人登記事項を記載すること。	
8. 下記(1)の事項を記載すること。 9. 当該登録条件の規定を受ける場合にあっては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記 載すること。	
10. 施設大区画	
11. 電気通信事業者登録の申請を提出する場合にあっては、併せて特定障害物設置規 則(2)の事項を記載することただし、2012年1月に記載した下記の事項と同一の 場合は不要とします。	
12. 電気通信事業者登録の申請を提出する場合にあっては、併せて特定障害物設置規 則(2)の事項を記載することただし、2012年1月に記載した下記の事項と同一の 場合は不要とします。	
13. 電気通信事業者登録を受ける場合に契約の締結と同一の過程で 登録情報を記載する場合に提出する場合に限ること。〔(1)について、取扱説明書 に記載する事項を記載することただし、2012年1月に記載した下記の事項と同一の 場合は不要とします。〕	
14. 電気通信事業者登録を受ける場合に契約の締結と同一の過程で 登録情報を記載する場合に提出する場合に限ること。〔(2)について、取扱説明書 に記載する事項を記載することただし、2012年1月に記載した下記の事項と同一の 場合は不要とします。〕	
15. 利用者登録の申請を提出する場合に、(1)との契約締結の際に提出する登録情報を提供す る場合に提出する場合に限ること。〔(1)について、取扱説明書 に記載する事項を記載することただし、2012年1月に記載した下記の事項と同一の 場合は不要とします。〕	
16. 利用者登録の申請を提出する場合に、(2)との契約締結の際に提出する登録情報を提供す る場合に提出する場合に限ること。〔(2)について、取扱説明書 に記載する事項を記載することただし、2012年1月に記載した下記の事項と同一の 場合は不要とします。〕	
17. 他の電気通信事業者からの電気通信機器の譲り受けの場合は 施設大区画	
18. 電気通信事業者登録の申請を行う方の登記事項	
19. 2012年1月に記載した下記の事項を記載しない。 郵便番号の記載が登録事項に含まれず、当該登録事項内における記 載しない。	
20. 電気通信事業者の登記事項	
(1) 電気通信事業者の登記事項	
設 墓 の 区 域 標	
設 墓 的 標	
設 墓 的 標	
(2) 中継塔に近接する場合に関する事項	
設 墓 的 標	
設 墓 的 標	
設 墓 的 標	

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備(多業界電気通信設備に限る。)に関する事項	
設 置 の 区 域	種 類

及びPMS用設備を除く。)をいう。)又は「音声伝送役務の提供の際に供する事用電気通信機以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの場合は、事用電気通信設備規則(昭和59年郵政省令第30号)において使用する用語の例による。

5 事業開始予定期日

④ 事業区域ごとに事業開始予定期月日が異なる場合は、当該事業区域ごとに記載する。



の項目については、法第32条の2の1項第1号に該当する場合に記載する場合に、法第33条第1項に該当するもの又は法第34条第1項の規定によるもの記載すること。  
の限りの項目については、法第12条の2の1項第1号から第5号までに該当する場合に記載すること。  
の限りの項目については、法第12条の2の1項第4号に該当する場合に記載すること。  
をすべき事項がある場合は、「参考事項」欄にその内容を記載すること。  
印刷の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

被差押には、算出の根拠を示す者真押となら実押を記載すること。

同欄には、算出の根拠その他の参考事項となる事項を記載すること。

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）

様式第4の3（第4条の2第3項第12号関係）

總序第1/第2各第1項問題

年 月 日

地質大綱

郵便番号

(よりうじ)  
氏名(法人については、名称及び代表者の氏名を記載する)  
登録番号及び登録年月  
法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に際しては法規(平成25年法律第27条)第7項に規定する法人番号を記載すること。)  
担当部署名(担当部署若しくは部署名を記載すること。)  
電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。  
なお、当該部署等が複数ある場合は、当該部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

变更事项		
变更内容	变更前	变更后

要旨子

は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

11

技术第3页/22(第3条第2项第1分册第)

电气通信事类变更登记申请表 本办法电气通信事类变更登记申请表

年 月 日

總務大臣 殿

郵便番号  
住 所  
(りゅうじゆ)  
氏 名 (ふじなま) 本名 (ほんめい) 别名 (べいめい)  
通算年 (つうさんねん) 取扱年 (とりあひねん)  
法人番号 (ほうじばんごう) 法人登記 (ほうじとうき) 年度 (ねんど)  
の差異 (のしり) 利用年 (りようねん) 平成年 (へいせいねん)  
(平成27年) 第2条第15項に規定する法人番号  
号がある場合、記載すること。  
担当部署 (たのまいるしき) 担当部署 (たのまいるしき) 会員登記 (かいいんとうき)  
と。 電話番号及び電子メールアドレス (でんわばんごう及びでんしめールアドレッス) これらを記載する  
こと。 例) 03-XXXX-XXXX@yamada.com  
例) 03-XXXX-XXXX@yamada.com  
例) 03-XXXX-XXXX@yamada.com  
例) 03-XXXX-XXXX@yamada.com

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更登録を受ける場合に、次のとおり申します。

变更事项		
变更内容	变 更 前	变 更 后

要要子

は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。  
ときは、日本産業規格A列4番とすること。



様式第5の5(第5条第2項第4号関係)  
電気通信事業者登録申請書

年 月 日

経営大元： 聞

郵便番号： (ふくろのりこ) 住 所： (じゆしょ)

□ 本店

氏、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
(法人の行うべき行為に對する特許権を有するための、  
その他の権利等に對する特許権を有するための、  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)

電話番号及び電子メールアドレス(通話のときは通話番号  
及び電子メールアドレスを記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)

電気通信事業者登録の規定により、同法第10条第1項第4号又は第4号の事項の変更  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)

変更事項	変更前	変更後
変更内容	変更前	変更後

変更予定期日	
変更予定期由因	

注：変更事項は、実際の変更には電気通信事業者の概要の件を記載すること。  
2.用紙の大きさは、日本通常規格A4を基準のこと。

様式第6(第7条、第9条第3項及び第4項、第17関係)  
電気通信事業者登録申請書

年 月 日

経営大元： 聞

郵便番号： (ふくろのりこ) 住 所： (じゆしょ)

□ 本店

氏、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
(法人の行うべき行為に對する特許権を有するための、  
その他の権利等に對する特許権を有するための、  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)

電話番号及び電子メールアドレス(通話のときは通話番号  
及び電子メールアドレスを記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)

電気通信事業者登録の規定により、同法第10条第1項第4号又は第4号の事項の変更  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)  
登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)

変更事項	変更前	変更後
変更内容	変更前	変更後

外國法人等の国内における代表人の氏名又は国内における代理人の氏名 (法人については、各代表者の氏名)	
外國法人等の国内における代表人の氏名又は国内における代理人の氏名 (法人の行うべき行為に對する特許権を有するための、 その他の権利等に對する特許権を有するための、 登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。) 登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)	
外國法人等の国内における代表人の氏名又は国内における代理人の氏名 (法人の行うべき行為に對する特許権を有するための、 その他の権利等に對する特許権を有するための、 登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。) 登録申請者は、(法人については、各代表者の氏名を記載する。)	

注：用紙の大きさは、日本通常規格A4を基準とすること。



**様式第7の5（第8条第2項第4号、第9条第1項、第60条の2関係）**

**様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）**

次のとおり変更したので、電気通信事業法第12条第5項(電気通信事業法施行規則第6条第4項)の規定により、届け出ます。	
変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

(1) 变更事項は、新規の法人として電気通信事業の運営を実施すること。

(2) 周波の大きさは、日本標準周波A#4番とすること。

様式第7の5(第8条第2項第4号)、第9条第1項第4号関係

電気通信事業変更登出書

年 月 日

経営大綱・概

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

(1) 变更事項は、新規の法人として電気通信事業の運営を実施すること。

(2) 周波の大きさは、日本標準周波A#4番とすること。

次のとおり変更したので、電気通信事業の一括の認定に関する別表の記載を添えて、電気通信事業法第12条第5項(電気通信事業法施行規則第6条第4項)の規定により、届け出ます。

経営大綱・概

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

(1) 变更事項は、新規の法人として電気通信事業の運営を実施すること。

(2) 周波の大きさは、日本標準周波A#4番とすること。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第12条第5項(電気通信事業法施行規則第6条第4項)の規定により、届け出ます。

経営大綱・概

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

(1) 变更事項は、新規の法人として電気通信事業の運営を実施すること。

(2) 周波の大きさは、日本標準周波A#4番とすること。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第12条第5項(電気通信事業法施行規則第6条第4項)の規定により、届け出ます。

経営大綱・概

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

(1) 变更事項は、新規の法人として電気通信事業の運営を実施すること。

(2) 周波の大きさは、日本標準周波A#4番とすること。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第12条第5項(電気通信事業法施行規則第6条第4項)の規定により、届け出ます。

経営大綱・概

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

(1) 变更事項は、新規の法人として電気通信事業の運営を実施すること。

(2) 周波の大きさは、日本標準周波A#4番とすること。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第12条第5項(電気通信事業法施行規則第6条第4項)の規定により、届け出ます。

経営大綱・概

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳

(1) 变更事項は、新規の法人として電気通信事業の運営を実施すること。

(2) 周波の大きさは、日本標準周波A#4番とすること。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第12条第5項(電気通信事業法施行規則第6条第4項)の規定により、届け出ます。

経営大綱・概

変更事項	変更内訳
変更年月日	変更内訳
変更の理由	変更内訳





様式第9の7（第9条第6項第4号関係）

様式第9の8（第9条第14項関係）

様式第10（第10条第2項関係）

様式第10の2（第10条第4項関係）

電気通信事業者名(略称又は本店の名称又は開業年月日)	電気通信事業者登録出典														
年 月 日															
被送大口 職															
<p>郵便番号 ふくしまのゆうびんばうごう 市 市 (ふくしま) 氏 氏 名(ふくしま) 例: 名前と姓の表記の名を本名とする。 姓と名を併記する場合は 法人等の行う取扱いの上最も適切な人を指すことを 考慮して選択する。例: 例: お父さん(お父さん)、 お母さん(お母さん)などに付けてくるが、 お父さん(お父さん)とお母さん(お母さん)の場合は、 お父さん(お父さん)とお母さん(お母さん)とする。 括弧内に記入する場合は、名前を本名とするこ と。),</p> <p>電話番号及びメールアドレスの種別との組合せ 及び登録メーリングリスト登録の有無 等、お問い合わせ用紙等に記載する際の参考事項 等がある場合は、当 該用紙等に記載する。 参考用記入欄 アドレス又はメールア ドレス登録する こと。)</p>															
電気通信事業者登録用紙第10面の規定により、同様第10面又は第11面の規定による記入の方法をお り変更しないで、電気通信事業者の規定に於ける記入の方法を記入する旨を記入。															
<table border="1"> <tr> <td>変更事項</td> <td>変 更 前</td> <td>変 更 後</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更予定期日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				変更事項	変 更 前	変 更 後	変更内容			変更予定期日			変更理由		
変更事項	変 更 前	変 更 後													
変更内容															
変更予定期日															
変更理由															

様式第11(11条1項)別用紙

電気通信事業者登録出書

年 月 日

被施大区 施

郵便番号  
(カウジヤ)  
住所  
(アドレス)  
氏  
名 ふりがなにて、各名及び代表者の名を記入せよ。  
但し、被施設者又は被施設者監修権者又は監修者は、その  
監修者又は被施設者監修権者又は監修者号は山形県  
山形市大字山形町字山形11号に記入せよ。

被施設者又は被施設者監修権者又は監修者号は、その  
監修者又は被施設者監修権者又は監修者号は山形市  
大字山形町字山形11号に記入せよ。

21号書類に記載する事実を記入する場合は、各欄に  
「記載」、記入せよ。

振出書類(被施設者又は監修権者)に記載する場合は、各欄を記入せよ。

電気通信事業者の登録を受ける場合の手続は、電気通信事業者登録手続規則の規定によ  
る。

1 電気通信事業者カード(ドミトリカルカード)が当該登録に付随する場合は、当該登録に随  
合して、同カードを提出せよ。

2 電気通信事業者カード(ドミトリカルカード)を記載せよ。

3 被施設者又は被施設者監修権者又は監修権者(以下「被施設者等」といふ)に、因開設者又は因開設者  
の住所(法人については、名称及び代表者の  
氏名)。

4 開設日。

5 申請した電気通信事業者に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通話係員全般休止(既定)回出書 電気通話係員全般休止(既定)回出書	
年 月 日	
被施大区 殿	被施者名 (氏名+姓)
住 所	（市町村名） （番地・丁目）
（注）本入院における、各施設代表者の名を記載 すること。	
被施者現状の変更に際しては、被施者現状欄に「是正」 印(印字)を捺すことを2回以上の人間と連絡を取ったもの のみが審査の際に認める標準(平成16年) 参考：被施者現状欄に「是正」と印(印字)を捺す。	
（注）各回合は、各施設代表者にて確認すること。 被施者現状欄に「是正」と印(印字)を捺すことを確認すること。	
電気通話係員全般休止(既定)回出書の欄のうち、 「既定」の欄を「休止」で記入する場合は、 ドミンゴを記入すること。 （注）ドミンゴ記入の場合は、当該被施者現状欄等の複数 箇所にドミンゴを記入する。 参考：ドミンゴ記入の場合は、各回合の欄に アンドレスを記入すること。	
電気通話係員全般休止(既定)回出書の全部を休止(既定)する場合に、 認定料(通話係員専用料)の支拂いを免除する。 （注）電気通話係員全般休止(既定)回出書の全部を休止(既定)する場合は、 既定料(通話係員専用料)の支拂いを免除する。	
既定料(通話係員専用料)の支拂いを免除する場合は、 既定料(通話係員専用料)の支拂いを免除する。	

- 「休止に要処した事項」については、「(B)サービスを提供する事業」等と記載すること。
- 「休止に係る事項又は変更に上つて変更した事項」は、業務区域又は電気通信役務の概要の別に記載すること。
- 「電気通信事業法第20条の第1項の規定により利用者に周知させたため行った掲示の内容」については、因該させた事項、時期、利用者の範囲及び添付書類等の記載すること。
- 周紙の大きさは、日本規格規格A4番とすること。

様式第12の4（第12条第5項第1号関係）

- 「休止(廃止)した事項」については、「(例)サービスを提供する事項」等と記載すること。
- 「休止に係る事項又は変更に上つて変更した事項」は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。
- 「電気通信事業法第30条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、「周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等具体的に記載すること。」
- 「周紙の大きさは、日本基規規格A4番とすること。」

様式第12の5（第12条第7項関係）

郵便局長の名前(郵便局長の名前)	
姓	新井
名	昌子
性別	女性
年齢	35歳
郵便番号	100-0001
住所	東京都文京区本郷1丁目1番地
氏名	新井(じい)昌子(まさこ)
准拠法規	次項に記載する郵便番号を記載すること。 ただし、郵便局長の名前は、郵便局長の名前を記載すること。
備考	郵便局長の名前を記載する場合は、郵便局長の名前を記載すること。



様式第15の2(第22条の2第2項関係)

第一号送信の電気通信機器使用登録書

年月日

経営大臣 聞

被請求者名  
(ふりがな)  
住 所  
(じよし)  
氏 名 (法人にあつては、各社及び代表者の氏名を記載  
すること。  
連 絡 先 (本店又は支店の名称を記載すること。  
内 務 諸 事 (本店又は支店の名称を記載すること。  
内 務 諸 事 (本店又は支店の名称を記載すること。)

電気通信事業法第24条の2の規定による電気通信機器の登録は、電気通信事業法施行規則第16条第1項に定める電気通信機器代行業務登録事務官又は第2項に規定する電気通信機器に  
より実施する区段等について、電気通信事業法第16条第1項及く電気通信事業法  
第16条第2項に規定する区段等について、当該する。

電気通信事業法第24条の2の規定による電気通信機器の登録は、 電気通信機器代行業務登録事務官又は第2項に規定する電気通信機器に より実施する区段等について、當該する。
電気通信機器代行業務登録事務官又は第2項に規定する電気通信機器に より実施する区段等について、當該する。

注1 電気通信事業法第24条の2の規定による電気通信機器の登録は、各社及び代表者の氏名を記載  
すること。  
2 連絡先について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。  
3 内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。  
4 用紙の大きさは、日本通常規印判用紙とすること。

様式第15の3(第22条の2の11第2項関係)

電気通信機器の依頼(要旨)の届出の実施提出書

年月日

経営大臣 聞

被請求者名  
(ふりがな)  
住 所  
(じよし)  
氏 名 (法人にあつては、各社及び代表者の氏名を記載  
すること。  
被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。  
内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。

用紙の大きさは、日本通常規印判用紙とすること。  
注1 電気通信事業法第24条の2の規定により、電気通信事業法を主と(要旨)とし、他のサービス(個人用携帯電話等)を主と  
する場合に適用する。

被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。 内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。
被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。
内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。
用紙の大きさは、日本通常規印判用紙とすること。

被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。 内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。
被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。
内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし て記載すること。
用紙の大きさは、日本通常規印判用紙とすること。

注1 「本体(原稿)」(よううすする文書類)については、(例)サービス係による書類、等を主と  
する。  
2 「利用者のうちの本店又は支店に記載する文書類又は事業所の住所等」については、利  
用者の通勤可能な場所を本店又は事業所として記載すること。  
3 「被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。  
4 「内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。  
5 「用紙の大きさは」とは、用紙をどの大きさで使用するか(用紙ごとに用紙方法  
が異なる場合は、その用紙の用紙と表記する)こと。  
6 「内務諸事について、被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。  
7 「用紙の大きさは」とは、日本通常規印判用紙とすること。

様式第15の4(第22条の2の22第1項関係)

電気通信機器の依頼(要旨)の届出の実施提出書

年月日

経営大臣 聞

被請求者名  
(ふりがな)  
住 所  
(じよし)  
氏 名 (法人にあつては、各社及び代表者の氏名を記  
載すること。  
被請求者が本店又は支店の名称を記載する場合は、住所又は、郵便番号とし  
て記載すること。

電気通信事業法第24条の2の規定により、同様の要旨の届出を行つたものと認定す  
ること。

用紙の大きさは、日本通常規印判用紙とすること。

様式第15の5（第22条の2の22第2項関係）  
情報取扱規程変更届出書  
年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
（ふくひがな）  
氏 名（姓と名）  
（ふりがな）  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は登録年月  
登録 先（本店又は支店等の名称）  
所在地（本店又は支店等の所在地）  
当該等がある場合は、当該の定置場所等を記  
記載すること。  
次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第22条の2第2項の規定により、届  
け出ます。

変更の内容
変更年月日
変更の理由

（注）「変更の内容」の欄には、変更後を実効的に与えるように記載すること。  
2. 「用紙の大きさ」は、日本通常規格A4を基準とすること。

様式第16（第22条の8関係）  
禁止行為等定期検査依頼等届出書  
年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
（ふくひがな）  
氏 名（姓と名）  
（ふりがな）  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は登録年月  
登録 先（本店又は支店等の名称）  
所在地（本店又は支店等の所在地）  
当該等がある場合は、当該の定置場所等を記  
記載すること。  
電気通信事業法第22条の8第2項の規定により、本件の定期検査依頼等を実行し、子会社監督及び体  
験検査等の実行の場合は、同様の方法で実行する旨を報告せよ。  
注：「用紙の大きさ」は、日本通常規格A4を基準とすること。

様式第17（第23条の3関係）  
接続的審査(変更)届出書  
年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
（ふくひがな）  
氏 名（姓と名）  
（ふりがな）  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は登録年月  
登録 先（本店又は支店等の名称）  
所在地（本店又は支店等の所在地）  
当該等がある場合は、当該の定置場所等を記  
記載すること。  
電気通信事業法第23条第2項の規定により、接続的審査の際のより簡略的かつ迅速的の実定  
の認可を受けたもので申請します。

実施期間
------

注：「用紙の大きさ」は、日本通常規格A4を基準とすること。

様式第17の2（第23条の5関係）  
接続的審査(変更)届出書  
年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
（ふくひがな）  
氏 名（姓と名）  
（ふりがな）  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は登録年月  
登録 先（本店又は支店等の名称）  
所在地（本店又は支店等の所在地）  
当該等がある場合は、当該の定置場所等を記  
記載すること。  
電気通信事業法第23条第7項の規定により、接続的審査の際のより簡略的かつ迅速的の実定  
するもので受け出します。

実施期間
------

注：「用紙の大きさ」は、日本通常規格A4を基準とすること。

## 様式第17の3(第23条の7関係)用紙

郵便局定款(契約契約)用紙

年月日

経営大臣・附

郵便番号:  
(ふくがい)  
住 所  
(じゆし)  
氏 名(法人については、各代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)、同  
通 留(契約契約のための登録料金を記載すること。)、同  
当社登録料金(契約契約のための登録料金を記  
載すること。)

電気通信事業法第23条第1項の規定により、このとおり電気通信機器の供給に関する協  
定の内容(契約契約の内容)の写しを受けたもので申請すること。

所有者名(法人については、各代表者の氏名を記載 すること。)	
登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)	
通 留(契約契約のための登録料金を記載すること。)	
当社登録料金(契約契約のための登録料金を記 載すること。)	
契約契約の内容(契約契約の内容を記載すること。)	
その他(契約契約の内容)	

注 用紙の大きさは、日本規格規格A3(92×645mm)をとること。

## 様式第17の4(第23条の9の3関係)用紙

郵便局定款(契約契約)用紙

年月日

経営大臣・附

郵便番号:  
(ふくがい)  
住 所  
(じゆし)  
氏 名(法人については、各代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)、同  
通 留(契約契約のための登録料金を記載すること。)、同  
当社登録料金(契約契約のための登録料金を記  
載すること。)

電気通信事業法第24条第2項の規定により、このとおり機械的表示装置  
の取扱いと手帳の記入の実績

するもので提出すること。

注 用紙の大きさは、日本規格規格A3(92×645mm)をとること。

## 様式第17の4の2(第23条の9の3関係)用紙

郵便局定款(契約契約)用紙

年月日

経営大臣・附

郵便番号:  
(ふくがい)  
住 所  
(じゆし)  
氏 名(法人については、各代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)、同  
通 留(契約契約のための登録料金を記載すること。)、同  
当社登録料金(契約契約のための登録料金を記  
載すること。)

電気通信事業法第24条第2項の規定により、このとおり機械的表示装置  
の取扱いと手帳の記入の実績

するもので提出すること。

注 用紙の大きさは、日本規格規格A3(92×645mm)をとること。

## 2. ペーパー伝送装置の回収登録書の記入欄に記入する欄

2. ペーパー伝送装置の回収登録書の記入欄に記入する欄	3. お世話のための欄	4. 電子回線登録用紙
登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)	登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)	登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)
通 留(契約契約のための登録料金を記載すること。)	通 留(契約契約のための登録料金を記載すること。)	通 留(契約契約のための登録料金を記載すること。)
当社登録料金(契約契約のための登録料金を記 載すること。)	当社登録料金(契約契約のための登録料金を記載すること。)	当社登録料金(契約契約のための登録料金を記 載すること。)
契約契約の内容(契約契約の内容を記載すること。)	契約契約の内容(契約契約の内容を記載すること。)	契約契約の内容(契約契約の内容を記載すること。)
その他(契約契約の内容)	その他(契約契約の内容)	その他(契約契約の内容)





2. 基準事業年度は、第二種指定電気通信設備料別用別形別に規定する基準事業年度をいう。

3. 有料の各費用に対する割合

損益計算上の勘定科目		基準事業年度の供給料金 の額	
合計			
供給料別用上の勘定科目		基準事業年度の供給料 金の額(原価)	
合計		基準事業年度の供給料 金の額(原価)	
合計		平均値	

4. 有料の各費用に対する割合

5. 有料の各費用

項目		(単位:円又は一セント)	備考
自己資本費用			
自己資本費用	税額控除によるショートペーパー		
自己資本費用	自己資本費用		
自己資本費用	自己資本費用		

6. 有料の各費用

項目		(単位:円又は一セント)	備考
自己資本費用			
自己資本費用	税額控除によるショートペーパー		
自己資本費用	自己資本費用		
自己資本費用	自己資本費用		

7. 有料の各費用

8. 有料の各費用

9. 有料の各費用

10. 有料の各費用

11. 有料の各費用

12. 有料の各費用

13. 有料の各費用

14. 有料の各費用

15. 有料の各費用

16. 有料の各費用

17. 有料の各費用

18. 有料の各費用

19. 有料の各費用

20. 有料の各費用

21. 有料の各費用

22. 有料の各費用

23. 有料の各費用

24. 有料の各費用

25. 有料の各費用

26. 有料の各費用

27. 有料の各費用

28. 有料の各費用

29. 有料の各費用

30. 有料の各費用

31. 有料の各費用

32. 有料の各費用

33. 有料の各費用

34. 有料の各費用

35. 有料の各費用

36. 有料の各費用

37. 有料の各費用

38. 有料の各費用

39. 有料の各費用

40. 有料の各費用

41. 有料の各費用

42. 有料の各費用

43. 有料の各費用

44. 有料の各費用

45. 有料の各費用

46. 有料の各費用

47. 有料の各費用

48. 有料の各費用

49. 有料の各費用

50. 有料の各費用

51. 有料の各費用

52. 有料の各費用

53. 有料の各費用

54. 有料の各費用

55. 有料の各費用

56. 有料の各費用

57. 有料の各費用

58. 有料の各費用

59. 有料の各費用

60. 有料の各費用

61. 有料の各費用

62. 有料の各費用

63. 有料の各費用

64. 有料の各費用

65. 有料の各費用

66. 有料の各費用

67. 有料の各費用

68. 有料の各費用

69. 有料の各費用

70. 有料の各費用

71. 有料の各費用

72. 有料の各費用

73. 有料の各費用

74. 有料の各費用

75. 有料の各費用

76. 有料の各費用

77. 有料の各費用

78. 有料の各費用

79. 有料の各費用

80. 有料の各費用

81. 有料の各費用

82. 有料の各費用

83. 有料の各費用

84. 有料の各費用

85. 有料の各費用

86. 有料の各費用

87. 有料の各費用

88. 有料の各費用

89. 有料の各費用

90. 有料の各費用

91. 有料の各費用

92. 有料の各費用

93. 有料の各費用

94. 有料の各費用

95. 有料の各費用

96. 有料の各費用

97. 有料の各費用

98. 有料の各費用

99. 有料の各費用

100. 有料の各費用

101. 有料の各費用

102. 有料の各費用

103. 有料の各費用

104. 有料の各費用

105. 有料の各費用

106. 有料の各費用

107. 有料の各費用

108. 有料の各費用

109. 有料の各費用

110. 有料の各費用

111. 有料の各費用

112. 有料の各費用

113. 有料の各費用

114. 有料の各費用

115. 有料の各費用

116. 有料の各費用

117. 有料の各費用

118. 有料の各費用

119. 有料の各費用

120. 有料の各費用

121. 有料の各費用

122. 有料の各費用

123. 有料の各費用

124. 有料の各費用

125. 有料の各費用

126. 有料の各費用

127. 有料の各費用

128. 有料の各費用

129. 有料の各費用

130. 有料の各費用

131. 有料の各費用

132. 有料の各費用

133. 有料の各費用

134. 有料の各費用

135. 有料の各費用

136. 有料の各費用

137. 有料の各費用

138. 有料の各費用

139. 有料の各費用

140. 有料の各費用

141. 有料の各費用

142. 有料の各費用

143. 有料の各費用

144. 有料の各費用

145. 有料の各費用

146. 有料の各費用

147. 有料の各費用

148. 有料の各費用

149. 有料の各費用

150. 有料の各費用

151. 有料の各費用

152. 有料の各費用

153. 有料の各費用

154. 有料の各費用

155. 有料の各費用

156. 有料の各費用

157. 有料の各費用

158. 有料の各費用

159. 有料の各費用

160. 有料の各費用

161. 有料の各費用

162. 有料の各費用

163. 有料の各費用

164. 有料の各費用

165. 有料の各費用

166. 有料の各費用

167. 有料の各費用

168. 有料の各費用

169. 有料の各費用

170. 有料の各費用

171. 有料の各費用

172. 有料の各費用

173. 有料の各費用

174. 有料の各費用

175. 有料の各費用

176. 有料の各費用

177. 有料の各費用

178. 有料の各費用

179. 有料の各費用

180. 有料の各費用

181. 有料の各費用

182. 有料の各費用

183. 有料の各費用

184. 有料の各費用

185. 有料の各費用

186. 有料の各費用

187. 有料の各費用

188. 有料の各費用

189. 有料の各費用

190. 有料の各費用

191. 有料の各費用

192. 有料の各費用

193. 有料の各費用

194. 有料の各費用

195. 有料の各費用

196. 有料の各費用

197. 有料の各費用

198. 有料の各費用

199. 有料の各費用

200. 有料の各費用

201. 有料の各費用

202. 有料の各費用

203. 有料の各費用

204. 有料の各費用

205. 有料の各費用

206. 有料の各費用

207. 有料の各費用

208. 有料の各費用

209. 有料の各費用

210. 有料の各費用

211. 有料の各費用

212. 有料の各費用

213. 有料の各費用

214. 有料の各費用

215. 有料の各費用

216. 有料の各費用





17(第二十三条の四の二関係)

機能別実質負担割合(基準:100%)		機能別実質負担割合(基準:100%)	
音声伝送機能	データ伝送機能	音声転送機能	データ転送機能
無線回線に係る機能	無線機に係る機能	無線回線に係る機能	無線機に係る機能
接続制御機能	接続動作機能	接続制御機能	接続動作機能
測定(実質負担)	測定(実質負担)	測定(実質負担)	測定(実質負担)
-回線接続時間	-回線接続時間	-回線接続時間	-回線接続時間
-回線切替時間	-回線切替時間	-回線切替時間	-回線切替時間
-接続失敗率	-接続失敗率	-接続失敗率	-接続失敗率
小計	小計	小計	小計
接続料の収納までの実質的な期間	接続料の収納までの実質的な期間	接続料の収納までの実質的な期間	接続料の収納までの実質的な期間

注1 「「声伝送文書機器」は第二種指定文書記録装置接続料科別第4条第1項の表1の様に掲げる機器を

「データ伝送交換機能」は同責1の項目に掲げる機能を、「加速度伝送機能」は同責1の項目に掲げる機能を、「SRS伝送交換機能」は同責1の項目に掲げる機能をいう。

2) 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産賃料」及び「賃料小計」の欄に於て、それぞれ額式第17の462表1「各社行進交換機能」MNP用機器及び

却料」及び「積税率割」の欄には、それぞれ様式第17の40表共1「音声伝送交換機能、ISDN端末機能及びISDN伝送交換機能の接続料原価の算出」の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、第二種指定電気通信設備技術規則第4条第

項目各号に掲げる部分の接続料ごとに纏を分け、同項目3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに纏を分けて記載する。

ること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「税額控除」の欄には、それぞれ様式第17の4の表2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、同様

式表2の2(データ伝送交換機器の回線数単位接続料の算出)及び同様式表2の3(データ伝送交換機器の5種カード枚数単位接続料の算出)の「接続料原価」の担当する欄の値を記載すること。また、

将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備検査料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、様式第17の4の2表2及び同様式表2の2により算定された実績値及び三事業年5

分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。なお、同令第13条第6項により算定する被扶助について、「減徴債務」と、「因支障除却費」及び「税制公課」の欄は記載を要しない。

4 「固定配当機能に係る運動資本の額」のうち、「接続料基準」、「減価償却費」、「固定資本除却費」と及び「無税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1(音声伝送交換機能、固定配当機能及びFMS伝送)

5. 「SFC改修機能に係る運転資本の額」のうち、「補助料原価」、「減損償却額」、「固定資産統合

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

様式第17/4/8(第23条の9の3関係) 貸借料金表(計上式)の合算			
	貸借料金表(計上式)の合算	貸借料金表(計上式)の合算	計
収支内訳			
1. 固定資産			
1. 電気通信事業者用			
2. その他			
(1) 有価証券用			
3. 備品用			
4. 諸商標用			
5. その他用			
6. 建物用			
7. 土地用			
8. その他用			
9. 有価証券用			
10. 備品用			
11. 諸商標用			
12. その他用			
13. 建物用			
14. 土地用			
15. その他用			
16. 有価証券用			
17. 備品用			
18. 諸商標用			
19. その他用			
20. 有価証券用			
21. 備品用			
22. 諸商標用			
23. その他用			
24. 建物用			
25. 土地用			
26. その他用			
27. 有価証券用			
28. 備品用			
29. 諸商標用			
30. その他用			
31. 建物用			
32. 土地用			
33. その他用			
34. 有価証券用			
35. 備品用			
36. 諸商標用			
37. その他用			
38. 建物用			
39. 土地用			
40. その他用			
41. 有価証券用			
42. 備品用			
43. 諸商標用			
44. その他用			
45. 建物用			
46. 土地用			
47. その他用			
48. 有価証券用			
49. 備品用			
50. 諸商標用			
51. その他用			
52. 建物用			
53. 土地用			
54. その他用			
55. 有価証券用			
56. 備品用			
57. 諸商標用			
58. その他用			
59. 建物用			
60. 土地用			
61. その他用			
62. 有価証券用			
63. 備品用			
64. 諸商標用			
65. その他用			
66. 建物用			
67. 土地用			
68. その他用			
69. 有価証券用			
70. 備品用			
71. 諸商標用			
72. その他用			
73. 建物用			
74. 土地用			
75. その他用			
76. 有価証券用			
77. 備品用			
78. 諸商標用			
79. その他用			
80. 建物用			
81. 土地用			
82. その他用			
83. 有価証券用			
84. 備品用			
85. 諸商標用			
86. その他用			
87. 建物用			
88. 土地用			
89. その他用			
90. 有価証券用			
91. 備品用			
92. 諸商標用			
93. その他用			
94. 建物用			
95. 土地用			
96. その他用			
97. 有価証券用			
98. 備品用			
99. 諸商標用			
100. その他用			
101. 建物用			
102. 土地用			
103. その他用			
104. 有価証券用			
105. 備品用			
106. 諸商標用			
107. その他用			
108. 建物用			
109. 土地用			
110. その他用			
111. 有価証券用			
112. 備品用			
113. 諸商標用			
114. その他用			
115. 建物用			
116. 土地用			
117. その他用			
118. 有価証券用			
119. 備品用			
120. 諸商標用			
121. その他用			
122. 建物用			
123. 土地用			
124. その他用			
125. 有価証券用			
126. 備品用			
127. 諸商標用			
128. その他用			
129. 建物用			
130. 土地用			
131. その他用			
132. 有価証券用			
133. 備品用			
134. 諸商標用			
135. その他用			
136. 建物用			
137. 土地用			
138. その他用			
139. 有価証券用			
140. 備品用			
141. 諸商標用			
142. その他用			
143. 建物用			
144. 土地用			
145. その他用			
146. 有価証券用			
147. 備品用			
148. 諸商標用			
149. その他用			
150. 建物用			
151. 土地用			
152. その他用			
153. 有価証券用			
154. 備品用			
155. 諸商標用			
156. その他用			
157. 建物用			
158. 土地用			
159. その他用			
160. 有価証券用			
161. 備品用			
162. 諸商標用			
163. その他用			
164. 建物用			
165. 土地用			
166. その他用			
167. 有価証券用			
168. 備品用			
169. 諸商標用			
170. その他用			
171. 建物用			
172. 土地用			
173. その他用			
174. 有価証券用			
175. 備品用			
176. 諸商標用			
177. その他用			
178. 建物用			
179. 土地用			
180. その他用			
181. 有価証券用			
182. 備品用			
183. 諸商標用			
184. その他用			
185. 建物用			
186. 土地用			
187. その他用			
188. 有価証券用			
189. 備品用			
190. 諸商標用			
191. その他用			
192. 建物用			
193. 土地用			
194. その他用			
195. 有価証券用			
196. 備品用			
197. 諸商標用			
198. その他用			
199. 建物用			
200. 土地用			
201. その他用			
202. 有価証券用			
203. 備品用			
204. 諸商標用			
205. その他用			
206. 建物用			
207. 土地用			
208. その他用			
209. 有価証券用			
210. 備品用			
211. 諸商標用			
212. その他用			
213. 建物用			
214. 土地用			
215. その他用			
216. 有価証券用			
217. 備品用			
218. 諸商標用			
219. その他用			
220. 建物用			
221. 土地用			
222. その他用			
223. 有価証券用			
224. 備品用			
225. 諸商標用			
226. その他用			
227. 建物用			
228. 土地用			
229. その他用			
230. 有価証券用			
231. 備品用			
232. 諸商標用			
233. その他用			
234. 建物用			
235. 土地用			
236. その他用			
237. 有価証券用			
238. 備品用			
239. 諸商標用			
240. その他用			
241. 建物用			
242. 土地用			
243. その他用			
244. 有価証券用			
245. 備品用			
246. 諸商標用			
247. その他用			
248. 建物用			
249. 土地用			
250. その他用			
251. 有価証券用			
252. 備品用			
253. 諸商標用			
254. その他用			
255. 建物用			
256. 土地用			
257. その他用			
258. 有価証券用			
259. 備品用			
260. 諸商標用			
261. その他用			
262. 建物用			
263. 土地用			
264. その他用			
265. 有価証券用			
266. 備品用			
267. 諸商標用			
268. その他用			
269. 建物用			
270. 土地用			
271. その他用			
272. 有価証券用			
273. 備品用			
274. 諸商標用			
275. その他用			
276. 建物用			
277. 土地用			
278. その他用			
279. 有価証券用			
280. 備品用			
281. 諸商標用			
282. その他用			
283. 建物用			
284. 土地用			
285. その他用			
286. 有価証券用			
287. 備品用			
288. 諸商標用			
289. その他用			
290. 建物用			
291. 土地用			
292. その他用			
293. 有価証券用			
294. 備品用			
295. 諸商標用			
296. その他用			
297. 建物用			
298. 土地用			
299. その他用			
300. 有価証券用			
301. 備品用			
302. 諸商標用			
303. その他用			
304. 建物用			
305. 土地用			
306. その他用			
307. 有価証券用			
308. 備品用			
309. 諸商標用			
310. その他用			
311. 建物用			
312. 土地用			
313. その他用			
314. 有価証券用			
315. 備品用			
316. 諸商標用			
317. その他用			
318. 建物用			
319. 土地用			
320. その他用			
321. 有価証券用			
322. 備品用			
323. 諸商標用			
324. その他用			
325. 建物用			
326. 土地用			
327. その他用			
328. 有価証券用			
329. 備品用			
330. 諸商標用			
331. その他用			
332. 建物用			
333. 土地用			
334. その他用			
335. 有価証券用			
336. 備品用			
337. 諸商標用			
338. その他用			
339. 建物用			
340. 土地用			
341. その他用			
342. 有価証券用			
343. 備品用			
344. 諸商標用			
345. その他用			
346. 建物用			
347. 土地用			
348. その他用			
349. 有価証券用			
350. 備品用			
351. 諸商標用			
352. その他用			
353. 建物用			
354. 土地用			
355. その他用			
356. 有価証券用			
357. 備品用			
358.			

8 有価証券売却損			
9 有価証券評価損			
10 繰支出			
収益外費用合計			
注1 第二種電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作用すること。			



研究費賄 款					
減篤廉却 稅					
因史而施 設却魯					
因信而備 避却魯					
因信而備 避却魯					

（参考文献）

- [1] 佐藤一郎,「中高年における心筋梗塞の予防」,『日本老年医学』,1992年1月号。
- [2] 佐藤一郎,「年齢による心臓病の特徴」,『日本老年医学』,1992年2月号。
- [3] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年1月号。
- [4] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年2月号。
- [5] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年3月号。
- [6] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年4月号。
- [7] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年5月号。
- [8] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年6月号。
- [9] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年7月号。
- [10] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年8月号。
- [11] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年9月号。
- [12] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年10月号。
- [13] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年11月号。
- [14] 「高齢者における心臓病」,『高齢者医療』,1992年12月号。

様式第17の5（第23条の14関係）

## 様式第17の6（第23条の14、第25条の3 関係）

様式第17の7（第23条の15、第25条の4  
関係）

様式第17の5(第23条の14開け)

### 接続指定に関する命令中立書

年 月 日

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

関係) 様式第17の6 (第23条の14、第25条の3

関係） 様式第17の7（第23条の15、第25条の4

第17の6(第23条の14、第25条の3関係)

## に関する命令申立書

8

<p>郵便番号 (カナ表記) 住 所 (カナ表記)</p> <p>氏、法人名については、名前及び代表者の氏名を記載すること。 登録料金の支拂いに際しては、郵便番号又は住所 通 告 事項の登録料金を徴収すること。新 規 手帳登録の場合は、送達料金を徴収する。 書類(登録料金)を記載すること。</p>	<p>第35条第2 項第1号 第38条第1 項</p>
<p>便 通 通 確 保 手 席 に 付 す 電 話 不 携 の た め、電 話 通 確 事 業 事 業</p>	<p>第35条第2 項第1号 第38条第1 項</p>

## なる事項

関係） 様式第17の7（第23条の15、第25条の4

注1 次に掲げる各項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第35条第3項
- (2) 第35条第4項
- (3) 第38条第2項において準用する同法第35条第1項
- (4) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項

2 紙面の大きさは、日本郵便規格A4列4巻とすること。

第六章(第24至第36)

## 第一種指定電気通信設備の機能の変更又は 追加に関する計画の設定(変更)提出書

年 月 日

總務大臣 殿

邮便番号

電気通信事業法第26条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画とのとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定を実施する。

変更を示す項目	
第一回定期電気通信機器の機能又は追加に関する旨	
機種の種類	
2 提供条件	(1) 他の回線等接続箇所 (2) 同じ回線等接続箇所の設置地域又は設置範囲 (3) 使用回線種別 (4) カードリーダ (5) 独立場所 (6) その他の提供条件
3 提供する番号	
4 賃金	

注1 「機能の内容」については、その想定される利潤用途も含めて記載すること。  
2 「評価交換等設備等の特徴」については、機能を評価する交換等設備等第一種指定期

▲「新規入出力等の箇所」については、機種を記載し「入出力等の箇所」に記述。電気送受設備の機種を記載し、昇圧機能、降圧機能によりその機種が異なる場合は、その機種の全てについて記載すること。

3 「鉄塔・架橋等設備等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り単位

での状況を分かるような情報を記載すること。

4 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発信側機能と着信側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その種別全てについて記載すること。

5 「カバーエリア」については、機動の導入に上り役務を提供するカバーエリアについて記載する。また、時間の差異による同一機動に対する二つの合算額は、前回

いて記載すること。なお、法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載不能にて代え、その開示予定期等(表示される推移の開示をするために必要な情報並びに開示に当たつての条件がある場合にはその内容及び開示の予定期(当該時

期が当該機能の提供予定期間の90日前の日以後である場合にはその正当な理由を含む。)ない限り(以下同じ。)を記載すること。

6 「接続箇所」については、機能を用い接続を可能とする過往開建物名及び住所を含む。」をいう。以下同じ。」を記載すること。

めて記載すること。なお、法第36条第1項の誕生日の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部を

「新規開発品目」について、検査を実施するため用いられる既存の品目があらわす記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。

7 「使用する番号」について、機動を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。

- 「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。

9 「ルーチン・網インターフェース」については、当該インターフェースに新たな信号の追加が行われたとの内容を記載。また、既存の信号であっても、新たな映像属性などを含む

加されればその内容を記載し、また、既存の部分であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内

を含めて記載すること。  
10 「開港インターフェース」については、電気通信事業法施行規則第23条の4第1項で

定める接続箇所におけるインターフェースに新たな接続が追加があればその内容を記載し、また既存の接続であっても新たな接続条件となる場合は、その内容を記載する。

載し、また、既存の項目であつても、新たな使用条件となる場合は、アドバイスを記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

<sup>11</sup> 「保守運用インターフェース」については、当該インターフェースに新たな記号の追

加があればその内容を記載し、また、既存の候補であっても、新たな使用条件となる

様式第18の2（第25条の2関係）

様式第18の3（第25条の3関係）

様式第28(4)(25)(5)(4)回							
共同施設認定申請書							
年 月 日							
被納水元 諸 事業者名 (ふうぎやめい) 住 所 郵便番号 名 ふくしまにて、名義及び代表者の氏名を記入せよ （ふくしまじにて、なぎひしょくじやうしめいをきにゆせよ） 登録申請書類の提出場所及び登録申請書類は本道場由 者 次のうちのどちらかの登録申請書類を提出せよこと。 （このうちのどちらかの登録申請書類を提出せよこと。） 監査等請求権 電気通信設備設置工事の用に当該施設が設置され、電気通信業者に申告せよこと。 （この用に當該施設が設置され、電気通信業者に申告せよこと。）  <table border="1"> <tr> <td>当該事業者が設置する電気通信設備の種類と、その利用目的</td> </tr> <tr> <td>当該事業者が設置する電気通信設備の設置場所</td> </tr> <tr> <td>当該事業者が設置する電気通信設備の設置工事の期間</td> </tr> <tr> <td>当該事業者が設置する電気通信設備の監査等請求権の有無</td> </tr> <tr> <td>当該事業者が設置する電気通信設備の監査等請求権の期間</td> </tr> <tr> <td>その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>（注）記入欄は複数ある場合は、各欄に記入せよこと。      （1）設置場所の地図を提出せよこと。      （2）監査等請求権について、監査等請求権を認めずること。      2 習用の大きさは、日本通関協会規範RAF14規範とすること。</p>		当該事業者が設置する電気通信設備の種類と、その利用目的	当該事業者が設置する電気通信設備の設置場所	当該事業者が設置する電気通信設備の設置工事の期間	当該事業者が設置する電気通信設備の監査等請求権の有無	当該事業者が設置する電気通信設備の監査等請求権の期間	その他必要な事項
当該事業者が設置する電気通信設備の種類と、その利用目的							
当該事業者が設置する電気通信設備の設置場所							
当該事業者が設置する電気通信設備の設置工事の期間							
当該事業者が設置する電気通信設備の監査等請求権の有無							
当該事業者が設置する電気通信設備の監査等請求権の期間							
その他必要な事項							

式様16/25(第2回の回数)	
第一種一定定期定額支給金(第一種一定定期定額支給金を用いる 勤務年数と年齢区分の合計が勤務年数の総額に該当する場合)	
年　月　日	
被扶養人番号	
被扶養人名 (ふりがな)	
性別 (せいべき)	
氏名 (じみやう)	
性別 (せいべき)	
通 連 (つうれん)	
郵便番号等又は会員登録番号等 (ゆうびんばんごうとうりふばんごうとうりふ)	
被扶養人年齢区分等又は会員登録年齢区分等 (ひきようじんねんれいぶんきゆん)	
第一種一定定期定額支給金又は第二種一定定期定額支給金の 支給年数の合計の範囲	
当該被扶養人年齢区分の第一種一定定期定額支給金の標準 の適用開始月日	
当該被扶養人年齢区分の二種の区域	
当該被扶養人年齢区分の区域の内訳	
当該被扶養人年齢区分の区域の内訳の内訳	
当該被扶養人年齢区分の内訳の内訳	
当該被扶養人年齢区分の内訳の内訳の内訳	
当該第一種一定定期定額支給金の額は、一概 に定期一定定期定額支給金の額をもつて定期一定定期定額支給金 及び定期一定定期定額支給金の責任者(以下同じ)による支給額 等の内訳に付記する。	
当該第一種一定定期定額支給金の額は、一概 に定期一定定期定額支給金の額をもつて定期一定定期定額支給金 及び定期一定定期定額支給金の責任者(以下同じ)による支給額 等の内訳に付記する。	

31 「第一種電気通信設備又は第二種電気通信設備(以下「電気通信設備」という。)を用いる電気通信の取扱い」に関する規則の項には、電気通信の取扱いの方法について、同規則で定める電気通信設備の取扱いを規定する。

32 「新規電気通信事業者」ごとの区分に関する規則、「当面新規電気通信事業者の区分に関する規則」は、新規電気通信事業者として登録された者と既存の電気通信事業者との間で、新規電気通信事業者に付随する取扱いの方法について、新規電気通信事業者ごとに区分して規定する。

33 「新規電気通信事業者ごとの区分に関する規則」のうち、「新規電気通信設備運営による新規電気通信事業者における取扱い事項と真似る部分に分けて規定すること。」

34 「新規電気通信事業者ごとの区分に関する規則」のうち、「既存電気通信設備運営による新規電気通信事業者における取扱い事項と真似る部分に分けて規定すること。」については、新規の条件を規定する場合に該当する場合はこの記載をすること。

4 評議の規則等の書類の本文に記載される項目については、該書類本文と。



株式第19の3(第25条の9関係)

郵便局通送信機器の使用に係る会員申込書

年月日

社務大臣 聞

郵便番号  
(ふくしなごう)  
姓  
(성)  
氏  
(ふう)  
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号  
通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用  
物番号等がある場合は、当該用物番号等を記  
載すること。)

郵便番号 (ふくしなごう)
姓 (성)
氏 (ふう)
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載 すること。)
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号 通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用 物番号等がある場合は、当該用物番号等を記 載すること。)
郵便番号 (ふくしなごう)
姓 (성)
氏 (ふう)
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載 すること。)
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号 通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用 物番号等がある場合は、当該用物番号等を記 載すること。)

注: 用紙の大きさは、日本郵便規格A4F4巻とすること。

株式第20(第26条関係)

郵便局定額印(変更・停止)認可申請書

年月日

社務大臣 聞

郵便番号  
(ふくしなごう)  
姓  
(성)  
氏  
(ふう)  
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号  
通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用  
物番号等がある場合は、当該用物番号等を記  
載すること。)

郵便番号 (ふくしなごう)
姓 (성)
氏 (ふう)
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載 すること。)
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号 通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用 物番号等がある場合は、当該用物番号等を記 載すること。)
郵便番号 (ふくしなごう)
姓 (성)
氏 (ふう)
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載 すること。)
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号 通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用 物番号等がある場合は、当該用物番号等を記 載すること。)

注: 用紙の大きさは、日本郵便規格A4F4巻とすること。

株式第20の2(第27条の5関係)

郵便局開通送信機器の自己確認提出書

年月日

社務大臣 聞

郵便番号  
(ふくしなごう)  
姓  
(성)  
氏  
(ふう)  
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号  
通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用  
物番号等がある場合は、当該用物番号等を記  
載すること。)

郵便番号 (ふくしなごう)
姓 (성)
氏 (ふう)
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載 すること。)
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号 通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用 物番号等がある場合は、当該用物番号等を記 載すること。)
郵便番号 (ふくしなごう)
姓 (성)
氏 (ふう)
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載 すること。)
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号 通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用 物番号等がある場合は、当該用物番号等を記 載すること。)

注: 用紙の大きさは、日本郵便規格A4F4巻とすること。

株式第20の3(第27条の5関係)

郵便局開通送信機器の自己確認提出書

年月日

社務大臣 聞

郵便番号  
(ふくしなごう)  
姓  
(성)  
氏  
(ふう)  
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号  
通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用  
物番号等がある場合は、当該用物番号等を記  
載すること。)

郵便番号 (ふくしなごう)
姓 (성)
氏 (ふう)
氏名(法人については、本件及び代表者の氏名を記載 すること。)
登録番号又は登録年月日及び登録番号又は提出番号 通路 先(運送のための運送番号を記載すること。)、用 物番号等がある場合は、当該用物番号等を記 載すること。)

注: 用紙の大きさは、日本郵便規格A4F4巻とすること。

様式第21（第28条第1項関係）

様式第21(第28条第1項関係)

電気通信事業法第44条第1項の規定により、当該のとおり管理規程を定めたので提出出 す。
用紙の大きさは、日本版面規格A4P4番とすること。

様式第22（第28条第2項関係）

様式第22(第28条第2項関係)

表のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第1項の規定により、提出出 す。
1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照していよいよ記載すること。 2 用紙の大きさは、日本版面規格A4P4番とすること。

様式第23（第30条関係）

様式第23(第30条関係)

技術的条件改定(変更)届出書
年 月 日
経営大臣 殿
郵便番号 (ふりがな) 名 (ふりがな) 氏 名(法人にあっては、本件及び代表者の氏名を記載 すること。) 登録郵便番号又は登録郵便番号又は提出番号 通 告(電通のための登録番号を記載すること。因 当該登録番号がある場合は、当該登録番号等を記 載すること。)
表のとおり管理規程を変更したので、別技術的条件の要 求のとおりの技術的条件の変更の認可を受けたいの申請します。
変更の内容
変更年月日
変更の理由
1 本件の提出に際しては、当該のとおりの技術的条件の要 求のとおりの技術的条件の変更を行つた場合は、付 置する旨を附しんことを。
2 利用者の権利等の保証型対電気通信機器の取扱い規則を行つることの禁止に関する 技術的条件又は、セセセ制御機器の識別等に関する技術的条件の変更し上うる場合は、 この旨を記載すること。
3 その他技術的条件の変更となる場合は、記載すること。
4 用紙の大きさは、日本版面規格A4P4番とすること。

様式第24から様式第32まで削除

様式第24(第30条第1項関係)

郵便番号(郵便番号がある場合は、名称を記載すること。)
年 月 日
経営大臣 殿
郵便番号 (ふりがな) 名 (ふりがな) 氏 名(法人にあっては、本件及び代表者の氏名を記 載すること。) 登録郵便番号又は登録郵便番号又は提出番号 通 告(電通のための登録番号を記載すること。因 当該登録番号がある場合は、当該登録番号等を記 載すること。)
電気通信事業法第44条第1項の規定により、当該のとおり のとおりの技術的条件の変更の認可を受けたいの申請です。
1 電気通信事業法第44条第1項の規定により、当該のとおりの技術的条件の変更の認可を受けたいの申請です。
2 電気通信事業法第44条第1項の規定により、当該のとおりの技術的条件の変更の認可を受けたいの申請です。
3 電気通信事業法第44条第1項の規定により、当該のとおりの技術的条件の変更の認可を受けたいの申請です。
4 用紙の大きさは、日本版面規格A4P4番とすること。









様式第38の3の3（第40条の8の8第1項関係）  
変更登録申請書

年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
(ふくしやう)  
住 所  
(じゆしよ)  
名前及び代表者の氏名  
通 程 先 (通路のとる電話番号等を記載すること。  
現住所等からの場合は、当該住所を記載すること。  
連絡の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。)

電気通信事業法第16条の4第4項の規定による登録の変更に  
ては、(送信契約者)の「送信契約者又は送信番号等」を記載する旨の  
「送信契約者又は送信番号等」を記載する旨の  
「送信契約者又は送信番号等」を記載すること。  
2 他の条文の規定による登録の変更にしたときは、変更後の書類を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。

様式第38の3の4（第40条の8の10関係）  
変更登録申請書

年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
(ふくしやう)  
住 所  
(じゆしよ)  
名前及び代表者の氏名  
通 程 先 (通路のとる電話番号等を記載すること。  
現住所等からの場合は、当該住所を記載すること。  
連絡の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。)

電気通信事業法第16条の4第4項の規定による登録の変更に  
ては、(送信契約者)の「送信契約者又は送信番号等」を記載する旨の  
「送信契約者又は送信番号等」を記載すること。  
2 他の条文の規定による登録の変更にしたときは、変更後の書類を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。

様式第38の3の5（第40条の8の11第1項関係）  
変更登録申請書

年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
(ふくしやう)  
住 所  
(じゆしよ)  
名前及び代表者の氏名  
通 程 先 (通路のとる電話番号等を記載すること。  
現住所等からの場合は、当該住所を記載すること。  
連絡の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。)

電気通信事業法第16条の4第4項の規定による登録の変更に  
ては、(送信契約者)の「送信契約者又は送信番号等」を記載する旨の  
「送信契約者又は送信番号等」を記載すること。  
2 他の条文の規定による登録の変更にしたときは、変更後の書類を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。

様式第38の4（第40条の9第1項第1号関係）  
変更登録申請書

年 月 日

経営大臣 殿  
郵便番号  
(ふくしやう)  
住 所  
(じゆしよ)  
名前及び代表者の氏名  
通 程 先 (通路のとる電話番号等を記載すること。  
現住所等からの場合は、当該住所を記載すること。  
連絡の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。)

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の運営を受けるた  
くのところに申請すること。  
1 事務の区域  
注 「法律の定める区域」(法律の区域及び区域の外縁部の区域)を指す。但し、区域の区域  
等がある場合は、当該区域の区域を指す。但し、区域の区域等がある場合は、当該区域の区域  
等がある場合は、記載すること。  
2 電気通信事業の運営を受けるた  
くのところに申請すること。  
注 「法律の定める区域」(法律の区域及び区域の外縁部の区域)を指す。但し、区域の区域  
等がある場合は、当該区域の区域を指す。但し、区域の区域等がある場合は、当該区域の区域  
等がある場合は、記載すること。

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の運営を受けるた  
くのところに申請すること。  
1 事務の区域  
注 「法律の定める区域」(法律の区域及び区域の外縁部の区域)を指す。但し、区域の区域  
等がある場合は、当該区域の区域を指す。但し、区域の区域等がある場合は、当該区域の区域  
等がある場合は、記載すること。

2 電気通信事業の運営を受けるた  
くのところに申請すること。  
注 「法律の定める区域」(法律の区域及び区域の外縁部の区域)を指す。但し、区域の区域  
等がある場合は、当該区域の区域を指す。但し、区域の区域等がある場合は、当該区域の区域  
等がある場合は、記載すること。

3 用紙の大きさは、日本郵便標準用紙をすること。

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

様式第38の6（第40条の9第2項関係）

様式第38の7（第40条の9第3項第1号、第40条の14第1項第1号イ（2）、第40条の18第2項第3号及び第3項第4号関係）

様式第38の8（第40条の10第1項第1号、  
第40条の14第1項第2号二関係）

様式第38(文書40号の7番2回用)

認定電気通信事業者登録書

1 認定電気通信事業者登録書 平成元年  
注1 新規に電気通信事業を開始しようとするときは、「法務省9条の登録の申請」(法第16条第1項)を提出する。既存の電気通信事業者登録は「法第16条第1項」等に記載すること。  
2 電気通信事業者登録の廃止について認定を受けようとするときは、「既に開設済みの電気通信事業者登録の廃止」  
3 評議會による監査の実施のため認定を受ける場合は、認定書の認定欄に「監査」の記載。

様式原30の表(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号に開録)

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので次のとおり申請します。

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

様式第36カタ(第40条の10第1項第2号関係)  
電気通信事業者登録申請書(変更届出者) 並 電気通信事業者認定申請書

- 1 本規約の定義に於ける用語の意味は、本規約の定義に於ける用語の意味と同一とする。
- 2 駐車場の運営管理の権限の区域は、都道府県市町村（神奈川県あわせて区）で、地方自治法第206条の規定による区域の設定がなされている区（以下同じ）に限る。但し、駐車場を運営する場合は、都道府県市町村（神奈川県あわせて区）に限ることとする。
- 3 駐車場の運営管理の権限の区域と駐車場の運営権の区域とは、当該都道府県市町村を、全國を運営する会社と専ら合意の上に認定すること。
- 4 人事選考に於ける事項とその他の運営実務者に於ける同一の都道府県市町村に同じ種類の施設を運営機関を設置する場合は、これらが併せてきょうりょく、記載すること。
- 5 中継幹線送達路の運営の区域は、その区域及びその他の在来幹線の運営も含む都道府県名及び都道府県の都、国、同区域に於ける中継幹線外島名及び外島名又は都道府県名。

人工衛星にもじる連続伝送設備については終点の間に人工衛星の名前)及び国内に設置する有線電気通信設備については、最初から終点までの間で構成する都道府県の名前等をすべて記載すること。

6 伝送技術の種類は、電気通信衛星伝送技術の場合は「電気单一ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の別称、無線伝播の場合は「固定する周波数(同一周波数の複数)」、「三、四代目衛星伝送システム」又は「五世代移動通信システム」によって使用する場合は、すべての名前を記載すること。

7 伝送技術以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を基準として記載すること。

伝送回線及び電波伝播設備の取扱い、「アプロイ電話装置」、「合併シグナル電話用回路」、「アプロイ電話装置」の機能をもつシグナル・ポート電話用回路(電気通信事業規制第20号)に、同じく電波伝播設備を併せて使用して「電気通信装置を供するシグナル・ポート電話用回路」として、「(ア)」「(イ)」「(ウ)」「(エ)」の4種類の電話用回路及び回路群、「その他」の電気通信装置(アプロイ電話装置の構成部品に係る事項用語)を含む電気通信装置(アプロイ電話装置、携帯シグナル電話用回路、携帯電話装置等)、アプロイ電話装置の機能をもつシグナル・ポート電話用回路、携帯電話装置用回路及び回路群、「(ア)」、「(イ)」、「(ウ)」、「(エ)」の4種類の回路(アプロイ電話装置の構成部品に係る事項用語)を含む電気通信装置(アプロイ電話装置、携帯シグナル電話用回路、携帯電話装置等)の種別を記載すること。この場合において、「これらの事項は、事務局が電気通信装置の構成部品に係る事項用語を電気通信装置の構成部品(アプロイ電話装置用回路)の種別に記載すること」の項に記載すること。

は、設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。  
開紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とすること。

様式第38の10（第40条の10第2項関係）

様式基準の10(第46条の10第2項関係)

認定電気通信事業者

- ① 認定電気送信事業開業年月日  
注：新たに電気送信事業を開始しようとする場合であって、業務区域によって認定電気送信事業開業年月日が異なるときは、当該業務区域ごとに記載すること。  
② 既に開始している電気送信事業について認定を受けうるときは、「既に開始済み」と記載すること。  
③ 認定電気送信事業の廃止(廃営)のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその償却方法又は返却計画

株式第38の11(第40条の10第3項第1号、第40条の14第1項第2号イ(2)、第40条の18第2項第4号及び第3項第5号関係)

注1 電気通信事業については、認定電気通信事業及び非認定電気通信事業に分けて収入及び支出を記載すること。  
2 電気通信事業以外の事業について、(何)事業収入及び(何)事業支出として記載すること。

3 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

様式第38の12（第40条の12関係）

郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (アドレス)	
氏、名(法人にあつては、本件及び代行者の氏名を記載すること。) 登録郵便局又は登録年月日及び登録事由文書提出年月日 法人番号(行方不明手帳における種別の番号を記載するための番号の利用等に對する旨書(平成25年4月1日以後提出のものに限る)又は個人番号(登録番号)の登録年月日又は登録年月日又は個人番号がある場合は、記載すること。) 既存部署名(既存部署がある場合は、本件を記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス(通話のときは電話番号 号及び電子メールアドレスを記載すること。) 内線電話 外線電話 既存子会社 既存支社	
注 用紙の大きさは、日本通常規A4用紙とすること。	

様式第38の13（第40条の13関係）

郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (アドレス)	
氏、名(法人にあつては、本件及び代行者の氏名を記載すること。) 登録郵便局又は登録年月日及び登録事由文書提出年月日 法人番号(行方不明手帳における種別の番号を記載するための番号の利用等に對する旨書(平成25年4月1日以後提出のものに限る)又は個人番号(登録番号)の登録年月日又は登録年月日又は個人番号がある場合は、記載すること。) 既存部署名(既存部署がある場合は、本件を記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス(通話のときは電話番号 号及び電子メールアドレスを記載すること。) 内線電話 外線電話 既存子会社 既存支社	
注 用紙の大きさは、日本通常規A4用紙とすること。	

様式第38の14（第40条の14関係）

郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (アドレス)	
氏、名(法人にあつては、本件及び代行者の氏名を記載すること。) 登録郵便局又は登録年月日及び登録事由文書提出年月日 法人番号(行方不明手帳における種別の番号を記載するための番号の利用等に對する旨書(平成25年4月1日以後提出のものに限る)又は個人番号(登録番号)の登録年月日又は登録年月日又は個人番号がある場合は、記載すること。) 既存部署名(既存部署がある場合は、本件を記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス(通話のときは電話番号 号及び電子メールアドレスを記載すること。) 内線電話 外線電話 既存子会社 既存支社	
注 1. 著者事項は、著者会員又は電気通信事業者登録の別を記載すること。 2. 用紙の大きさは、日本通常規A4用紙とすること。	

様式第38の15（第40条の15関係）

郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (アドレス)	
氏、名(法人にあつては、本件及び代行者の氏名を記載すること。) 登録郵便局又は登録年月日及び登録事由文書提出年月日 法人番号(行方不明手帳における種別の番号を記載するための番号の利用等に對する旨書(平成25年4月1日以後提出のものに限る)又は個人番号(登録番号)の登録年月日又は登録年月日又は個人番号がある場合は、記載すること。)	
電話番号及び電子メールアドレス(通話のときは電話番号 号及び電子メールアドレスを記載すること。) 内線電話 外線電話 既存子会社 既存支社	
注 1. 著者事項は、著者会員又は電気通信事業者登録の別を記載すること。 2. 用紙の大きさは、日本通常規A4用紙とすること。	



様式第38の19（第40条の19第1項関係）

電気通信事業法第123条第4項の規定により、次のとおり認定電気通信事業者の全部の謹慎及び競争に対する認定電気通信事業者の地区の承認の認可を受けたので申告します。	
謹慎年月日	
謹慎する電気通信事業者の登録年月日 又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	
謹慎の理由	

注: 用紙の大きさは、日本規格用紙A4面積とすること。

19(第40条の19第1項関係)

電氣通信事務全盤概要

年 月 日

大五 殿

電気通信事業の全部を廃止したので、電気通信事業法第124条第1項の規定により、 ます。	
平成月日	
した事業	
国紙の上に記載され、日本郵便株式会社よりお手にて	

（註：以2000年4月為期，2000年7月底為止）

108

郵便番号  
〔郵便区番〕  
住所  
〔郵便番号〕  
氏名  
（名前と姓にあつては、名前及び姓の両者の記述を  
あわせて。）  
郵便番号又は郵便区番及び郵便番号又は郵便番号  
法人登記簿上手帳の記載事項と同一の記載事項  
である場合は、該記載事項を記入する。  
（登記料）登記料は1冊につき規定する金額を支  
拂ふ場合、係官に記入する。  
（登記料）登記料は1冊につき規定する金額を支  
拂ふ場合、係官に記入する。  
（登記料）登記料は1冊につき規定する金額を支  
拂ふ場合、係官に記入する。  
（登記料）登記料は1冊につき規定する金額を支  
拂ふ場合、係官に記入する。  
（登記料）登記料は1冊につき規定する金額を支  
拂ふ場合、係官に記入する。

電気通信事業の一部を廃止したので、電気通信事業法第124条第3項の規定に上り、  
ます。

#### 2.3.2.2 各种门

土地等使  
用證可申請者

年 月 日

七  
殿

様式第41 (第43条関係)  
土地等 建 築 施設用 許定申請書  
年 月 日

地物大図：範

法定電気通信事業者  
(ふりがな)  
社名  
(ふりがな)  
氏名 (法人については、本件及び代表者の氏名を記載すること。)  
登録番号 日文又は登録番号又は登録番号又は登録番号  
通路 先送機のための登録番号を記載すること。但  
当該登録番号の場合は、当該登録番号を記  
載すること。)  
土地等の所有者(所有権以外の権利者については、その氏名又は登  
記番号) (法人については、本件及び所有者の氏名を記載すること。)  
住所 先送機のための登録番号を記載すること。但  
当該登録番号の場合は、当該登録番号を記  
載すること。)

年 月 日提出された土地等の権利について、施設用 許  
定申請書について、下記のとおり、指摘  
が成し立つたので、電気通信事業法第12条第4項の規定により、第42条に  
記載する。

- 1 土地等の権利及び住所
- 2 用途別登録番号及び登録番号
- 3 地図の位置、種類及び面積
- 4 その他参考となる事項

注 用途の大さきは、日本通常規格A394番とすること。

様式第41 (第43条関係)  
土地等 建 築 施設用 許定申請書  
年 月 日

地物大図：範

ふりがな  
(ふりがな)  
氏名 (法人については、本件及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録番号 日文又は登録番号又は登録番号又は登録番号  
通路 先送機のための登録番号を記載すること。但  
当該登録番号の場合は、当該登録番号を記  
載すること。)

年 月 日提出された土地等の権利について、施設用 不確  
信性多発法第129条第1項の規定に基づく認定における指摘をして下さい。

- 1 土地等の権利及び住所
- 2 土地等の所有者(所有権以外の権利者については、その  
者及び所有者の氏名(法人については、本件及び所有者の氏名)及び住所
- 3 用途別登録番号及び登録番号
- 4 地図の位置、種類及び面積
- 5 登録番号の記載
- 6 その他参考となる事項

注 用途の大さきは、日本通常規格A394番とすること。

様式第42 (第44条関係)  
土地等一時使用 許可申請書  
土 地 一 時 使用  
年 月 日

地物大図：範

ふりがな  
(ふりがな)  
氏名 (法人については、本件及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録番号 日文又は登録番号又は登録番号又は登録番号  
通路 先送機のための登録番号を記載すること。但  
当該登録番号の場合は、当該登録番号を記  
載すること。)

年 月 日提出された土地等の権利により、 土地等の一時使用 許可を受けた  
電気通信事業者(第113条各項2 の規定により、 土地等の一時使用 許可を受けた  
土地の在り)

- 1 土地等の権利及び住所
- 2 土地等の所有者(所有権以外の権利者については、その  
者及び所有者の氏名(法人については、本件及び所有者の氏名)及び住所
- 3 用途 別登録番号 登路 延用
- 4 地図の位置、種類及び面積
- 5 登入場所を必ずする理由
- 6 その他参考となる事項

注 用途の大さきは、日本通常規格A394番とすること。

様式第43 (第45条関係)  
地物改良等許可申請書  
年 月 日

地物大図：範

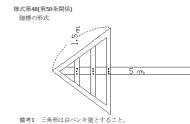
ふりがな  
(ふりがな)  
氏名 (法人については、本件及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録番号 日文又は登録番号又は登録番号又は登録番号  
通路 先送機のための登録番号を記載すること。但  
当該登録番号の場合は、当該登録番号を記  
載すること。)

電気通信事業法第16条第1項の規定により、地物の改修等の許可を受けたいので、下記  
のとおり申請します。

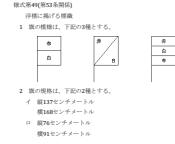
- 1 地物の改修等の内容
- 2 地物の改修等の実行人(改修等の日付にあっては、本件及び代表者の氏名)及び住所
- 3 改修等の実行手順の記載及び監査
- 4 因院又は移動の方法
- 5 因院のための登録の期間
- 6 因院のための登録の理由
- 7 その他参考となる事項

注 地図の大さきは、日本通常規格A394番とすること。

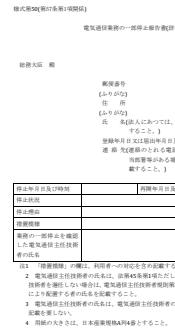




備考1 三角形は白地で黒枠をすること。  
2 備考の部分に認定電気通信事業者の氏名(法人については、その法人の名称)を記載すること。  
3 1.又は2番等においては、高さを2メートルとしないことができる。

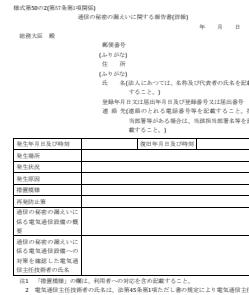


備考1 旗面は、下記の文様とする。  
イ 幅137センチメートル  
幅148センチメートル  
Ⅵ 高76センチメートル  
幅91センチメートル



備考1 「防護柵」、「車」、「人」  
氏名(法人については、其務及び代表者の氏名を記載すること。)  
登録料 日文題字の右に登録年月日及び登録番号又は登録番号  
通番(元登録のもの又は登録番号を記載すること。既  
然登録の場合は、登録番号を記載すること。既  
然登録の場合は、登録番号を記載すること。)

2 電気通信主たる技術者の氏名、登録料を記載しない場合は、電気通信主たる技術者を記載する欄に記載すること。  
3 電気通信主たる技術者の氏名を記載しない場合は、電気通信主たる技術者の責任を必要としない場合は、  
4 用紙の大きさは、日本規格規格A4を基準すること。



備考1 「防護柵」、「車」、「人」  
氏名(法人については、其務及び代表者の氏名を記載  
すること。)  
登録料 日文題字の右に登録年月日及び登録番号又は登録番号  
通番(元登録のもの又は登録番号を記載すること。既  
然登録の場合は、登録番号を記載すること。既  
然登録の場合は、登録番号を記載すること。)

2 電気通信主たる技術者の氏名、登録料を記載しない場合は、電気通信主たる技術者を記載する欄に記載すること。  
3 電気通信主たる技術者の氏名を記載しない場合は、電気通信主たる技術者の責任を必要としない場合は、  
4 用紙の大きさは、日本規格規格A4を基準すること。

は「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた電気送信設備の設置場所(住所・建物名等)を記載すること。

2 「事故の原因となつた電気送信設備の概要」の欄は、当該電気送信設備の名称等を記載し、設置構成等を示すこと。

3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた電気送信業務の概要、局開数及び港域配電状況すること。この場合において、当事務所が新規に発生したこと等により記載内容が同時に変更して記載する場合には、それを内容を記載すること。

様式第54の3の2（第27条第2項関係）  
重大な事故報告書（府電気通信役員の提供を受ける電気通信事業者）

被写体大図		年 月 日
被写体番号 （ふりごう）		
性別 （せいべつ）		
住 所 （じゆしょく）		
氏 名 （じみょう） （法人にあつては、各社及び代表者の氏名を記載すること。）		
誕生日 （たんじゅんじつ）又は出生年月日 （しゆうせいねんげつじつ） （出生年月日と被写体の性別を記載すること。）		
連 絡 （れんせき） （被写体の連絡先を記載すること。 （法人を被写体とする場合には、12項目の被写体 名等を記載すること。）		
写生年月日及び時刻	複印年月日及び時刻	
調査機関（事務所や研究室）		
科別（研究室や実習室）		

